

総務教育環境委員会記録

総務教育環境委員会

委員長 仲山哲男

- 1 日 時 令和5年3月13日(月) 10時00分開会、17時38分閉会
教育委員会、政策企画部
令和5年3月14日(火) 10時00分開会、15時40分閉会
環境部、市民部
令和5年3月15日(水) 10時00分開会、11時41分閉会
総務部・消防担当部
- 2 場 所 光市議会第1委員会室
- 3 出席委員 仲山 哲男、早稲田 真弓、木村 信秀、仲小路 悦男、中本 和行、
西崎 孝一、西村 慎太郎、林 節子
- 4 事務局職員 山本 正実、起本 一生
- 5 説明員
市川市長、吉本副市長
【教育委員会】伊藤教育長、升教育部長、吉永教育総務課長、原田学校教育課長、門岡学校教育課主幹、国広文化・社会教育課長兼人権教育課長、三好体育課長、眞嶋図書館長、高橋学校給食センター所長
【政策企画部】岡村政策企画部長、北川財政課長、佐々木企画調整課長兼広報シティプロモーション推進室長、岩崎行政経営室長、藤井情報・DX推進課長、前田会計管理者、高木会計課長
【環境部】森重環境部長、周田環境政策課長、小山環境事業課長兼深山浄苑長、邊見下水道課長、山口下水道課下水道技術担当課長
【市民部】縄田市民部長、中田市民課長、杉本税務課長、藤本収納対策課長、山根生活安全課長、福原人権推進課長、讃井地域づくり推進課長、橋本大和支所長兼大和支所住民福祉課長、川部室積出張所長、西村浅江出張所長、松岡三島出張所長、弘周防出張所長
【総務部・消防担当部】山岡総務部長、赤星消防担当部長兼次長、坪井総務課長兼秘書室長、久山人材育成・女性活躍推進室長、小熊防災危機管理課長、清水入札監理課長、松村選挙管理委員会事務局長、守田監査委員事務局長、中原消防担当課長
- 6 議事の経過概要 別紙のとおり
- 7 その他(傍聴) 報道、市民、市議会モニター

1 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

- ①議案第15号 光市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

説 明：国広文化・社会教育課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

- ②議案第1号 令和5年度光市一般会計予算〔所管分〕

説 明：吉永教育総務課長 ～別紙

質 疑

○西村委員

それでは、何点か確認をさせていただきたいのですけれども、予算書の195ページの職員給与費等になると思うんですけれども、対応する予算説明資料の29ページを見ると、1,470万円ほど前年と比べて増額をしているというふうに取り取れるのですけれども、職員の人数が増えたとか、そういったことなんだろうと思うんですけれども、その要因について、もう少し教えていただければと思います。

○吉永教育総務課長

195ページの職員給与費等について、前年度との差が出ているということでの御質問を頂きました。その主な内容でございますけれども、今回、部活動の地域移行等を推進するため、部活動改革推進室を新たに新設するなど、教育委員会内事務局の組織体制の見直しを図ることとしております。これに関連する人件費等が増となったものでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。地域移行の関連ということで理解をいたしました。

あと、この総務費のもう一点、予算書の201ページの小中一貫ひかり学園推進事業のうち、施設整備基本計画策定委託料について、もう少し説明を頂きたいのですが、これの積算根拠等、そういったところについて、もう少し教えていただければと思います。

○吉永教育総務課長

小中一貫ひかり学園推進事業の中の施設整備基本計画策定委託料の内容、あるいは積算根拠についての御質問を頂きました。この事業につきましては、現在、準備委員会で協議を進めておりますが、学園の場所が決まりましたので、今後、基本計画をつくっていくものでございます。

基本計画につきましては、施設整備の骨格となるものでございまして、例えば新しい学園の基本理念や施設の規模、あるいは施設の配置のパターン、事業費の概算、事業のスケジュールなどを取りまとめていくものでございます。

事業費の根拠でございますが、準備委員会で協議を中心に、今後取りまとめた内容を踏まえた上で、専門の委託事業者より、求められる機能や施設の規模等の整備計画をつくり上げていくこととなりますが、こうした作業に必要な直接的な人件費であったり、やはり専門的な技術が発生してまいりますので、技術料等の経費、こうした経費に加えて、事業者との打合わせや会議への参加旅費、あるいは最終的な報告書の策定、そうしたものが経費としてかかってまいります。こうした経費を積み上げた設計を反映し、予算として1,100万円計上しているものでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました、ありがとうございます。

すいません、以上です。

○仲小路委員

それでは、予算書の197ページですけれども、下の辺りの山口県中学校英語暗唱・弁論大会補助金とありますけれども、これが今まではなかったんですが、令和5年度から補助金が出るようになった経緯をお示してください。

○吉永教育総務課長

山口県の中学校英語暗唱・弁論大会の補助金についてでございます。おっしゃるとおり、昨年度は予算としては計上しておりませんでした。

この事業は、実施主体として、山口県中学校英語暗唱・弁論大会第8地区実行委員会を立ち上げていまして、光市をはじめ、田布施町、平生町、上関町、周防大島町、柳井市で構成しております。事業自体はこれまでも実施しておりまして、4年ごとの輪番制で開催しているものでございます。

したがって、令和5年度は光市が開催ということになりますので、必要な経費、補助金として7万5,000円を計上したものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

経緯は分かりました。これについて、中学生の参加状況とか分かりますでしょうか。

○原田学校教育課長

この英語暗唱・弁論大会への参加者数でございますけれども、各校から参加をしておりますが、具体的に市からどれだけの者がというところについては、申し訳ございません、今、把握ができていないところでございます。

○仲小路委員

そういう状況ということで、確認しました。

それから、同じく197ページ、先ほど説明がありました連携協働教育推進事業の自動車借上料ですけれども、これは大きく増えているのが、今年度までは各学校の管理費に入れていたものをこちらのほうに回したということのみの増加と考えていいのでしょうか。

○門岡学校教育課主幹

先ほど教育総務課長も述べましたが、これにつきましては、子供たちが小中学校の学校間を移動するためのバスの経費と、昨年度までの市全体で行っていた小学校陸上記録会、音楽会について、5年度からは各学園単位での実施を予定しており、4年度の予算では小学校教育振興事務費及び中学校教育振興事務費で計上していたものを、こちらの連携協働教育推進事業に計上するというので、大きく変わったところもあります。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。これは、例えばコースとか運行回数とか、細かいところまでは把握されていきますでしょうか。

○門岡学校教育課主幹

小小連携につきましては、来年度の計画として、塩田小学校と東荷小学校の直接交流の回数を増やす計画、さらには4小の小学校での交流学习の計画、さらには小中での交流学习の計画をしております。

実際に、塩田小、東荷小の計画では、年間、交流ウイークという形で年間18回程度、交流デーという形で年間5回程度、交流タイムという形で年間15回程度と多く計画をしております。

さらに4小交流につきましては、来年度は、1日過ごすというものを連続で5回以上行うという計画をしております。

以上です。

○仲小路委員

状況は分かりました。ありがとうございました。

それから、199ページのスクールライフ支援事業についてですけれども、合計の予算

で1,149万9,000円でありまして、あそびばひかり、あるいはまなびばひかりの説明がありましたけれども、これの具体的にまなびばひかりとあそびばひかりのそれぞれの費用というのは分かりますでしょうか。

○原田学校教育課長

スクールライフ支援事業についてでございますけれども、まなびばひかりに係る費用につきましては、先ほどもございましたように、スクールライフ支援員5名の会計年度任用職員報酬と、それから期末手当及び費用弁償と、さらに消耗品費6万円、通信運搬費6万円になっております。

それから、あそびばひかりに係る費用としましては、消耗品費が5万円、食糧費が2万円になっております。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

それから、同じく199ページの特別支援教育推進事業ですけども、5,186万4,000円ありますけれども、これの光っ子サポーターが26名とありますけれども、これの学校別の配置というのは決まっていますでしょうか。

○原田学校教育課長

光っ子サポーターの配置ということでございますけれども、各校の支援体制につきましては、教員の配置状況も大きく影響することから、現在、学校からの要望等、児童生徒の実態を踏まえながら検討しているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

未定ということで、分かりました。

以上で質問を終わります。

○西崎委員

予算書197ページでございますが、先ほど仲小路委員からも質問がありましたけど、さらに掘り下げて質問をいたします。

一番下段の連携協働教育推進事業でございますが、これは複式学級解消のために、複式学級がある大和地区の2校、このために大和だけでやっている事業という認識でいいでしょうか。

○門岡学校教育課主幹

本市の教育は、連携と協働で育む光の教育を教育理念に掲げて取り組んでおり、コミュニティ・スクールの仕組みを生かした学校と地域が一体となって進めていく横の連携、

そして、幼、保、小、中、高までの縦の連携、この2つを同時進行して、社会総がかりによる教育を展開しています。

本事業は、この横と縦の連携をより推進していくための事業ですので、大和だけではなくて光市全体で取り組んでいく、それを予算化しているものでございます。

○西崎委員

それでは内容に入ってちょっと質問いたします。会計年度任用職員報酬、これは何人で、それから元教員のOBでございますか、その認識でいいですか。

○門岡学校教育課主幹

そのとおりです。1人であり、本市の地域連携教育アドバイザーとして元教員を任用しております。

以上です。

○西崎委員

アドバイザーの業務の内容ですけど、どういうことをやって、今、年間の活動日数は報告がありましたけど、交流タイムは15回、そのほかは5回ということでございますけど、これは1日、それとも時間が短い交流タイムというような仕分けでいいんでしょうか。

○門岡学校教育課主幹

先ほど申しました交流デー、交流タイム、交流ウイークにつきましては、来年度、塩田小と東荷小とで子供たちが交流をする、1週間など長い期間交流、繰り返すのが交流ウイーク、1日、朝から夕方まで過ごすのが交流デー、1時間、2時間、短時間で交流するのが交流タイムと名づけて、多く交流しようとしているものでございます。

今、御質問ありました地域連携教育アドバイザーの業務につきましては、この塩田小、東荷小の交流に関する業務だけでなく、主にはコミュニティ・スクールにおいて、本市の各学校または各学園に直接出向いて、コミュニティ・スクールをより推進していくための助言等を行っているところでございます。

以上です。

○西崎委員

業務についての回答が今なかったんですけど、これは授業とか合同学習というようなものにも参加するんでしょうか。それとも、コミュニティ・スクールの運営協議会みたいなものだけに参加するんですか、その辺どうですか。

○門岡学校教育課主幹

各学校・学園のコミュニティ・スクールの運営協議会、またはその運営協議会を行っていくための事前の協議会、そういったものには全て参加しております。

もちろん協議会等だけではなく、日常から各学校に行って、地域の方や学校との協働的な活動の授業を見たり、助言をしたりしております。

したがって、大和の交流学习の際にも、全てとはいきませんが、時々行って、様子を見て、また助言等も行っているところでございます。

○西崎委員

令和5年度の552万5,000円は、そうすると主な活動領域は大和地区であり、それ以外の市内の小中学校にも学校運営協議会等コミュニティ・スクールあるので、それにも出ていくということの認識でいいですか、それで間違いない。

○門岡学校教育課主幹

はい、よろしいです。

○西崎委員

了解しました。

それと、予算書の197ページ、205ページでございます。

197ページに、先ほど説明がございましたが、語学指導員住宅借上費、これ2名いらっしゃるようですが、それと205ページには、同じく外国語補助指導員派遣委託料974万1,000円というのが上がっております。

これは、光市にもいるということは知っていたんですけど、この配置の根拠、文科省か何かの、あるいは県教委の何かそういう通達が出ていて、光市で2名採用しているのかどうか、その辺の採用の根拠というのは何があるんですか。

○吉永教育総務課長

A L Tの採用の人数も含めてですが、根拠ということでの御質問を頂きました。文科省からの採用の根拠は、特にはございません。自治体で柔軟に対応しているものではありますが、一方で文科省の学習指導要領の中には、例えば中学校の外国語であれば、指導計画の中で、指導計画の作成や授業の実施に当たっては、ネイティブスピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等、指導体制の充実を図るとともに指導方法の工夫を行うこと、いわゆるA L Tの活用という部分は、学習指導要領の中にはうたわれております。

以上でございます。

○西崎委員

それでは次に、お二人の年間活動の状況をお尋ねしたいんですが、1人平均でいいのですが、年間どれくらい学校に行って英語の発音指導をしているのかどうか、お尋ねします。

○原田学校教育課長

委員お尋ねのALT 2名につきましては、年間で140時間分の授業時数に入って授業を行っております。

以上であります。

○西崎委員

140時間ということは、2人でですか、それとも1人が平均140時間なんですか。

○原田学校教育課長

2人で140時間でございます。

○西崎委員

そうすると、1人が70時間年間ということになるんですよ。

私は、今のこの委託料、それから家賃等を合わせてかなり、1,000万円以上になるんだけど、あまり利用されていないような気がちょっとしました。

それで、私もお二人の顔を見たことないんです、実は。それで、もう少し光市の実施するイベントへの活用というか、出演してもらったり、室積のコミュニティセンターのいろいろなイベントがあるんです。これは、この間かフルートの演奏をしたり、世界3位という手品師が来てから、子供を集めてやって、もう子供は大喜びで、非常に盛り上がったんですけど、そういう外国の英語指導員の方がいらっしゃるなら、もう少し児童生徒だけじゃなしに、市民のそういうイベントにも出てもらって、自国の生活様式とか日本に来て驚いたこととか、90分くらい講演してもらったらいいと思うんだけど、あまりにも1人70時間年間じゃあ、ちょっと少ないような気がしております。

そういったことで、今後の活用を、学校だけじゃなしに幅を広げて活用してもらいたい。それは、私も一回も見たことがないですよ、顔を。そういうことです、お願いします。

○門岡学校教育課主幹

補足をいたします。西崎委員が言われましたとおり、140時間というのは小学校だけで140時間です。それと合わせて、JETのALTに限っては、全ての中学校にこの2名が毎日行っております。

中学校で何時間というのは把握していませんので、中学校では毎日数時間ずつ授業を行い、プラス小学校に140時間分行っているという状況です。

○西崎委員

私のほうが失礼しました。年間、中学校に英語、毎日にあるんで、多分行っていると思うんだけど、今はスマホで、もう随分英語の勉強もできるし、現地の人の発音もどんどん毎日に聞けるんで、あんまりこの必要性も薄らいできているかなと思います。ひとつその辺を踏まえてしてもらいたいと思います。

○早稲田委員

197ページの下から12、3行目で、先ほどちょっと説明があったんですけども、光市教育開発研究所補助金について、もう少し内容についてお示してください、お願いします。

○吉永教育総務課長

教育開発研究所の補助金の活動内容等についての御質問を頂きました。

まず、教育開発研究所自体は、光市教育の全体的な振興と、教職員の資質向上のため調査研究及び実践を行い、活力に満ちた光市の教育創造を目指す研究機関でございます。

例えば令和5年度の事業計画で申し上げますと、連携と協働を基盤とした義務教育、9年間を見通した教育に関する調査研究であったり、あるいは旬の問題であれば、例えば中学校部活動の在り方に関する調査研究、教職員の資質能力の向上等を研究、また研修をしているものでございます。

また、具体的に分かりやすい内容で申し上げますと、光市の教育について、学校、家庭、地域が共に考える教育フォーラムを実施しておりますが、開催に向けた企画・立案をしていたりしております。

主な内容としては、以上でございます。

○早稲田委員

光市の学校の教育フォーラム等も携わっているということで、お伺いしました。こちらのメンバーといたしますか、中の方々は先生方なのでしょうか、お尋ねします。

○原田学校教育課長

教育開発研究所で活動されている方ということでございますけれども、教員と、それから中には一般の市民の方に入っている部会もございます。

○早稲田委員

教員の方と一般の方ということで、教員の方のみじゃなくて、一般の方の意見も貴重な御意見あると思いますので、今後も、ぜひ光市の活力に満ちた教育ということで、よろしくお願いたしたいと思います。

以上です。

○西崎委員

ちょっとこの場では不適切な質問かもしれませんが、指定管理施設に市の退職職員、これは教育職も含むわけですけど、何人いるか聞いたら、市教員の関係分しかいないという報告があったので、この場で聞いておきたいと思うんですが。

○委員長

それはどうなりますか、総務ですかね。

○升教育部長

指定管理の人数というお尋ねかと思えますけれども、指定管理料を教育費予算で計上しておりますのは、この費目ではございませんので、文化、また体育の予算では計上しておりますので、そのほうで御質問いただければお答えできるかと存じます。

○委員長

西崎委員、社会教育ないしはスポーツのほうの所管になっているので、そちらでの質問ということによろしいですか。

○西崎委員

社会教育課のほうの質問になるんですか。

○升教育部長

そちらのほうで指定管理料の予算を計上しております。
以上でございます。

○西崎委員

了解しました。

説 明：吉永教育総務課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○西村委員

それでは、何点かお伺いさせていただきたいんですけれども、まず203ページ、あと209ページのICT支援業務委託料について、先ほど主に小学校のところで御説明があったと思うんですけれども、光市の当初予算案の概要のほうの21ページにも、学校ICT支援事業について、令和6年度のデジタル教科書本格導入に向け、令和5年度に一部提供されることとなるデジタル教科書への対応というふうにあるんですけれども、具体的な支援内容の中で、アカウントの管理の必要が出てくるといったようなお話が先ほどあったと思うんですけれども、まず、そのアカウントの管理、この教科書を導入することによってアカウントの管理が発生する、その辺りの話がちょっとよく分からなかったもので、もう少し説明をいただければと思います。

○原田学校教育課長

デジタル教科書のアカウントの管理ということでございますけれども、これは文部科学省から提供のあるデジタル教科書について、それを子供たちのタブレット端末で使用

できるようにするために、子供たちのアカウントと使用できるような紐付けを行うといった類いの作業ということでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。教科書を利用するためにはアカウントが必要で、アカウントの国が提供するシステムとの紐付けをしないと、それが利用できないと、こういった認識ということではよろしいですか。分かりました。

もう少しこの事業について教えてほしいんですけども、一部の教科での提供というところなんですけれども、その一部の教科、具体的な教科を教えていただければと思います。

○原田学校教育課長

デジタル教科書の教科ということでございますけれども、令和4年度につきましては、小学校5年生から中学校3年生までの英語のデジタル教科書、小学校は外国語になりますけれども、そのデジタル教科書が提供されております。

令和5年度につきましては、それに加えて、同じく小学校5年生から中学校3年生までの算数科、数学科のデジタル教科書の段階的な提供というものも予定されているということになっております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。英語からということでございますけれども、ちなみにデジタル教科書が配布をされることによって、現行ある紙の教科書というものはどうなるのか、その辺りがあれば教えてください。

○原田学校教育課長

紙の教科書とデジタル教科書ということでございますけれども、まずはデジタル教科書への慣れであるとか、それから学習環境を豊かにするといった観点から、当面の間は紙の教科書との併用ということになっております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました、ありがとうございます。併用ということで、そのほうがなかなかデジタルの教科書というのも、デジタルの書籍とかをよく使うんですけども、なかなか見づらいつころとか、メモがしづらかったりとかするところもあつたりすると思うので、しばらくはそういった運用をされるということで安心をいたしました。

先ほども少し説明があつたんですけども、支援内容が増えることで増額を今回するというところだつたと思うんですけども、主にはアカウントの管理、ひもづけをする

設定の支援をするために、予算がかなり増額、倍ぐらいになっているという認識でいいですか。

○吉永教育総務課長

主には、先ほどの増額の理由は、デジタル教科書の導入のアカウント管理がありますが、一方で中学校につきましては、それにプラスして、学習 e ポータルといいまして、またこれもちょっと専門的なお話にはなっていないかもしれませんが、中学校が今実施している全国学力学習状況調査、これを実施するに当たって、タブレットを活用してまいりますが、その入口部分で学習 e ポータルというプラットフォーム、いわゆる窓口を導入する必要がございます。それに係る経費がまた発生してまいりまして、これが中学校費のほうでは28万2,000円ほどが上乗せをされているところがございます。主には、先ほどのデジタル教科書とこの学習 e ポータルでございます。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。おおむね理解をいたしました。

ちなみに、今回一部の教科書が導入されるということで、今後本格的に順次、様々なデジタル教科書ということになっていくものと思うんですけども、これは教科が増えるたびにこのICT支援業務というものは増額をするような見込みなのかどうか、その辺りをお伺いいたします。

○吉永教育総務課長

今、試験的にデジタル教科書を導入しておりますが、教科が増えることによって、アカウント管理の経費も増額するのかなという御質問でございます。実際には今試験的に行っている中で、文部科学省のほうも、今後様々なデジタル教科書、様々な教材の導入が検討されますが、先ほど申しましたように、学習 e ポータル、これが実は学習ツールを利用するためのプラットフォーム、入口の部分、窓口の部分になりますが、今後これとデジタル教科書のアカウントがひもづけないか、そういったものも国は検討しておりますので、そこが完成していけば、デジタル教科書の数が増えたとしても、教科書メーカーのほうでプラットフォームに対応したものになってまいりますので、今後はそのアカウントに関する経費というのは発生しません。

ただ、これは現時点ではまだ確定ではありません。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。仕組み次第というところかなというふうに思いますので、引き続き数字は見ていきたいなと思います。

それと、先ほどこれに対応する歳入のところで、中学校、小学校それぞれ、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金というところで、おおよそ半分程度ですか、補助金

が出ているという認識なんですけれども、これ、残りの部分は一般財源でと、こういう認識でよろしいでしょうか。

○吉永教育総務課長

先ほどのICT支援を含めたいわゆるGIGAスクールの関係の事業に対する対応、歳入ということで、財源の内訳についての御質問を頂きましたが、事業費といたしましては、この事業に係る事業の2分の1、これが補助金でございます、残りは一般財源でございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

それから、同じ203ページの小学校整備事業の施設整備工事のところについてなんですけれども、浅江小学校の体育館の床、それから、室積小学校の体育館の屋根の工事という、改修が主であるというふうに説明があったと思うんですけれども、それぞれの内訳とか工事の内容について、もう少しお伺いできればと思うんですけれども、お願いします。

○吉永教育総務課長

小学校整備事業の内訳と内容ということでの御質問を頂きました。

まず、室積小学校の体育館の屋根の防水工事でございますが、こちらの事業費が2,600万円でございます。

事業内容につきましては、室積小の体育館につきましては、築後27年が経過しておりまして、屋根部材が全体的に劣化、あるいは雨漏り等が発生しておりますので、その辺りを根本的に直していくというものでございます。

また、浅江小の体育館の床改修工事につきましては、事業費は5,300万円でございます。これにつきましても、昭和44年に建築をされ、こちらは53年程度経過しておりますことから、実際に体育館の床の劣化が著しい状況でありまして、浮いているような状態、木でできておりますので一部腐食をするなどが見られますので、床を全面的に張り替える工事でございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。思ったよりも築年数というか、建てられてから経過しているということで、それは劣化するだろうというところですね、分かりました。

ちなみに、それぞれ先ほど歳入でこれに対応する説明もあったかと思うんですけれども、これに対しての一般財源の持ち出しというか、その辺りのことについてもう少しお伺いさせていただきます。

○吉永教育総務課長

今のこの2つの事業の対応歳入ということでの御質問を頂きました。

まず、室積小学校につきましては、体育館の改修ということで、起債のメニューで申しますと、緊急防災・減災事業債というものがございまして、これは充当率100%でございますので、一般財源はございません。

次に、浅江小の体育館の床改修工事につきましては、合併特例債、充当率95%ですが、これを活用いたしますので、事業費5,300万円に対しまして、5,040万円の起債を当てております。

したがいまして、残りの260万円につきましては、一般財源となっております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

有利な起債があるということで、合併特例債も含めて、一般財源の持ち出しは最小限になっているというところで理解をいたしました。

それから、予算書の209ページ、先ほども少し説明があったと思うんですけども、中学校部活動改革推進事業、これについて、令和7年度までに土日の分からと、そういった方針が、少しお話があったと思うんですけども、これに関するスケジュールというか、会議の頻度であったりとか、もう少し詳しい内容を教えていただければと思います。

○原田学校教育課長

中学校部活動改革推進事業についてのお問い合わせでございますけれども、こちらにつきましては、昨年12月に示されました国のガイドラインを受け、光市中学校部活動の地域移行に係る基本的な考え方を、光市中学校部活動改革推進協議会で協議いたしまして、令和5年度から令和7年度の3年間を目途に、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行い、休日の部活動の段階的な地域移行の環境整備等の実現を目指すことや、既存の地域スポーツ、文化芸術活動を基本的な移行先の受皿とすること、それから活動の運営主体となる地域団体等の体制が整った活動から順次移行することなどを確認したところでございます。

令和5年度の予算につきましては、関係者や関係機関との連絡調整を行うコーディネーター1名を配置し、地域移行に向けた体制を整備することとしているところでございます。

会議の頻度等につきましては、現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。どういうふうに進めていくか、会議の頻度とかに関しては、まだ検討

中ということで理解をいたしました。

それから、すいません、戻っていただいて207ページの中学校整備事業と同じく施設整備工事についてなんですけれども、光井中学校の先ほど長寿命化工事、あと島田中学校の体育館の整備というところなんですけれども、先ほどの債務負担行為とも合わせて大体8億弱、光井中学校の長寿命化工事にかかるというところで御説明があったと思うんですけれども、どういった内容の工事なのか、その辺りもう少し教えていただいてもいいですか。

○吉永教育総務課長

光井中の長寿命化改修の工事の中身ということでの御質問をいただきました。光井中学校の長寿命化改修につきましては、学校施設長寿命化計画に基づき、部位修繕や改修等を計画的に実施するものでございます。したがって、今回の事業は2か年で行いまして、まず1年目1期という部分でいきますと、主には校舎の部分になります。こちらは基本設計を実施しておりまして、これに基づきまして、当面改修が必要な部分を専門の事業者のほうから報告書をいただいた部分でありまして。その中で市の方で実施する内容といたしましては、主には、大きなところで申し上げますと外壁改修、また屋上の屋根防水、それと生徒さんの普通教室等を中心にした内装部分です。あとは省エネ化を図るための校舎内のLED化。こうしたものが今回の長寿命化の対象となっております。

また、2か年目で、令和6年度の事業といたしましては、引き続き校舎の部分を実施するとともに、体育館の改修を行ってまいります。体育館で申し上げますと、外壁、それと床改修と内装、その辺りが主になってまいります。

また、これに合わせて、一部トイレの様式化、体育館の部分を行ったりしてまいります。また、スロープの設置も合わせてこのたび実施してまいります。

光井中の長寿命化の内容としては以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。やはり予算が大きく取られているというところで、外壁であったり、屋根の防水、内装その他もろもろ、かなり大きな修繕ということで理解をいたしました。

ちなみに先ほどと同じで、これに対応する一般財源の持ち出しというか、その辺りの負担割合、歳入の状況についてもう少し教えていただければと思います。

○吉永教育総務課長

本事業の対応する財源ということでの御質問をいただきました。財源につきましては、合併特例債、充当率95%を活用するものとしておりまして、令和5年度の事業で申し上げますと、3億1,572万9,000円の事業に対して、合併特例債が2億9,990万円でございます。したがって、残りは一般財源になりますので、一般財源で申し上げますと、1,582万9,000円でございます。

財源は以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

あともう1点だけ。素朴な疑問なんですけれども、先ほど小学校のほうの室積小学校の体育館の部分では、緊急防災減災で充当率が100%のものを使用するという説明だったと思うんですけれども、これを使用する条件というか、今回光井中学校の改修をこの合併特例債でやる、その違いとかその辺りについて少し教えていただければと思います。

○吉永教育総務課長

合併特例債を活用と、あと先ほどの室積小のように、緊急防災減災事業債、この財源それぞれの違いについての御質問をいただきました。

室積小の体育館の屋根の防水につきましては、緊急防災ということで活用いたしますが、これは国の国土強靱化という取組の中で、その対策を練っていく。特に体育館については避難所の指定にもなっていまいりますので、そうした視点からのメニューとして当てはまるものでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございました。

○吉永教育総務課長

すみません、1つ漏れておりました。光井中につきましては、今回は校舎の部分になりますので、合併特例債ということになりますが、体育館につきましては来年度実施しますので、こちらに関してはまた緊急防災ということの対応となっていまいります。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。そのものによって、体育館とか国土強靱化計画、そういったものに当てはまるものがあれば、より有利なものを使えるというところで理解をいたしました。

以上です。

○仲小路委員

それでは201ページ、あるいは205ページなんですけど、小学校管理事務費の産業医報酬が6万9,000円、同じく中学校の205ページで6万9,000円。金額は小さいんですが、4年まではこの項目がなくて、今回産業医がついたということで、何か業務の違いがあるんでしょうか。

○原田学校教育課長

産業医報酬でございますけれども、小学校管理事務費と中学校管理事務費の産業医報酬6万9,000円につきましては、令和4年度までは同事務費の手数料として予算計上をしていたものを、会計支出処理の性質を考慮し、令和5年度からは産業医報酬に予算計上を改めたものということになっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。項目の違いということで理解いたしました。

それから203ページの、先ほど説明ありました小学校管理事務費の草刈り等委託料100万円ですけれども、これは危険箇所の業務委託ということで、この学校というのは決まっているのでしょうか。

○吉永教育総務課長

草刈り等委託料の場所についてのお問い合わせです。場所につきましては、3校ございまして、三井小学校、浅江小学校、塩田小学校でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。これは次年度以降も同じように計上される予定でしょうか。

○吉永教育総務課長

今後も継続して実施するののかという御質問ですが、今回初めて令和5年度100万円の予算を計上したものでございます。毎年度こうした一定程度の経費が発生ということもございますので、これは草刈りで、経常的にあるものですので、効率的な手法については令和5年度中に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。状況が確認できました。

それから最後ですが、205ページの小学校の就学援助事業の就学援助費2,722万4,000円と、同じく中学校の同じ内容の就学助成、就学援助費ですが、これが2,557万4,000円で、これは新生と在校生で金額が違うわけですがけれども、何人ずつとかいう想定の人数は決めていらっしゃるのでしょうか。

○吉永教育総務課長

就学援助費の新生と在校生の内容ということでの御質問をいただきました。

これはあくまでも試算ではございますが、1年生につきましては対象は60名、2年から6年生につきましては295名で試算をしております。

また、中学校につきましては、1年生は62名、そして2年から3年生につきましては138名、これを計算しております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

以上です。

○中本委員

それでは、就学援助費について、先行委員が質問されましたけれども、私も通告しておりますので質問をさせていただきます。

小中学校の積算根拠については、中、小の生徒数によって積算されたということは理解いたしました。したがって、今、申請を3、4月で受け中でありますね。その受付した結果、認定はいつごろ結果を出されるのかお知らせをください。

○吉永教育総務課長

認定の結果の御質問ということで、認定につきましては、令和5年度につきましては7月を予定しております。

以上でございます。

○中本委員

申請された方の認定はどれぐらいの認定をされているのか、認定率はどれぐらいか、パーセントで分かれば教えてください。

○吉永教育総務課長

令和4年度の数字で申し上げますと、令和4年度につきましては、申請者の方が390件でございます。これに対して認定が295件ということになりますので、率といたしましては75.6%となっております。

以上でございます。

○中本委員

前年度に対して、申請件数の中で75.6%というのは、どう判断していいのか。審査過程の中で少し厳しさがあるんじゃないかなというふうに判断的に、それはないと思いませんけれども、その辺りの判断基準はいかがですか。

○吉永教育総務課長

申請された方への判断基準になりますが、就学援助制度につきましては、認定要件がございまして、いくつかある中で、経済的理由によりお困りの方に対する支援、あるいは市民税が非課税の方への支援等々ございます。その中でも、主なものとして

は、経済的理由によりお困りの方への支援の基準で申し上げますと、世帯の所得の合計額が生活保護基準の1.3倍未満で設定しておりまして、その範囲内であれば補助の対象、支援の対象となっております。

以上でございます。

○中本委員

分かりました。決定時期が7月ということになりますと、例えば給食費含めて、もう7月から支払いをしなければいけないということになっております。したがって、認定が7月遅れてきたときは、父兄が先にいろんな支払いをしておかないといけないわけです。ということになると、父兄が先に立て替えして、それから認定した金額を父兄にお返しするというような手続だろうというふうに、現状が。したがって、非常にちょっと複雑な感じなんです。だから、もう少し親切を考えるならば、認定をちょっともう少し早くすることはできないのでしょうか。いかがですか。

○吉永教育総務課長

実際、保護者の方への負担というのが一定期間は発生するというふうになっておりますので、保護者の負担ができるだけ少なく済むように、例えば、特にお子さんの教育費の中でかかってくる入学準備ですね。入学に関する学用品の準備、例えばランドセルであったり、その辺りの経費がかなりかかってまいりますので、仕組みといたしましては、入学前に申請をしていただくという仕組みもございまして、そういったところで対応はさせていただいているところでございます。

○升教育部長

少し補足をさせていただきます。認定ということで、これは所得を先ほど算定をするというお話をさせていただいたと思うんですが、今年度であれば、前年の1月から12月の所得を見て判断をするということになります。その結果が出てまいりますのが6月中旬ぐらいだったと思いますので、なかなかこれを前倒しするということは困難でございますが、先ほど課長が申しあげましたように、平成30年に総合的な見直しをして、入学準備金については支給できるように、保護者の方の負担を立て替え部分といった方法で解消を目指しているところでございます。

以上でございます。

○中本委員

認定基準については御案内のように、皆さんに周知徹底をしているということでありましょうが、かなり入学制度学用品等は金額が大きいし、校外活動あるいは修学旅行ということもありましょうから、できるだけスムーズに認定したら認定された方にすぐ支給できるような形ができればというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

今、申請援助制度の方法をパソコンで取り上げますと、モデル世帯認定基準の目安、ちょっと小さいことなんですけど、今の光市の表示は世帯構成で言うております。他市は

分かりやすく家族数をまず入れて、2人、3人、4人、5人と入れて、その後に家族編成構成を入れているということで、非常に分かりやすいんじゃないかなというふうにちょっと思いましたので、もしよければその辺も考えていただければというふうに思います。

大変今厳しい状況の中で、コロナ禍によって人々や経済界に大きな行動変容が出てきました。その中で家庭における経済的な負担が大きく、厳しい環境に置かれている状況であります。その辺りを鑑みる必要がありますので、今後とも義務的な教育が受けられますようなことも含めて御検討いただき、よろしく願いいたします。

これは以上です。

それから、部活動については、また先行委員とちょっと重複いたしますが、通告しておりますのでちょっとお聞きをしていきたいと思っております。

文科省、スポーツ庁と含めて地域移行の予算化が、県内でも予算化されております。今後、改革推進会議を立ち上げられというような報告を聞いておりますが、できればその会議の内容についてできる範囲で報告していただけますか。

○原田学校教育課長

部活動改革の推進協議会の具体的な内容ということでございますけれども、少し重なる部分もあるかと思っておりますけれども、令和5年度から令和7年度の3年間を目途に、地域スポーツ、文化芸術環境整備のための取組を重点的に行い、休日の部活動の段階的な地域移行の実現を目指すことや、既存の地域スポーツ、文化芸術活動を基本的な移行先の受皿とすること、さらには活動の運営主体となる地域団体等の体制が整った活動から順次移行することなど、こういった光市の中学校部活動の地域移行に係る基本的な考え方というものを確認したところでございます。

以上でございます。

○中本委員

分かりました。今までは学校教育の一環で部活動をとということで位置づけをしておったかなというふうに思います。学校の先生と生徒という関係の部活、ところが今度は、それより地域に移行するわけありますので、地域の指導者と生徒との関係になるわけですね。したがって、指導者によってその生徒たちの意欲はどの程度まで湧くのか。先生と生徒との指導でありますので、お互いに人間関係もできておりますので、スムーズにいくのかなというふうに私どもは考えております。

地域移行の指導者にするためには、指導者の資質含めて非常に能力が要するというふうに思います。スポーツ少年団を長くいろいろ携わっておりますと、監督、コーチ、子どもたちの間のコミュニケーションの取り方というのを非常に気を使う。指導者によって、コーチによって指導方法が違ったり、いろんなことがトラブルが起こりうるというのが事実であります。ちょっとその辺りを私は心配しておりますので、指導者の資質、それから能力を有する人をするとか、あるいは学校の先生の兼務も必要かなと。休日については教員の先生はスポーツ大会には引率はしないというような方向も聞いております。

その辺りもよく今から議論されまして、もちろん希望しない教員には強制はしないというようなこともあるようでありますので。地域振興推進のための今から体制を組んで協議会をやっていかれますが、かなりいろんな課題がたくさんありますので、より慎重にスムーズに地域振興ができますようによろしく願いをしておきます。

もう1つ、先生のそういう部活に対する熱意が、すごい強い先生が現状おられます。熱意の強い先生、あるいは子どもたちをちゃんと育てていって、技術も上げていって、いろんな大会に出ていく。そういう指導者、先生のモチベーションがちょっと下がったら困るのかなと。その辺も検討しなきゃ。生徒の皆さんは、そのすばらしい指導力を持っている人のところ、そこに行っちゃうんです。生徒がそこに集まっちゃう。そこに集まると、指導力の先生はいい。現状は、そういうアスリートを育てる先生のところに全部生徒が行っちゃうという。そういう制度もあるようであります。今後は、やっぱりそういうことも検討に入れながら、外部指導者を選定しなければいけない。それは重要だというふうに思っておりますので。指導者によって、先生と生徒の関係であれば、今までどおりスポーツを続ける。これは、今やっているスポーツは、児童は全員じゃないと。何人かは、指導者が変わるのであれば、スポーツをやめますというようなことも聞いているようでありますので。その点いろいろ、様々な課題がありますので、地域移行推進協議会の中で十分協議をされまして、スムーズにいくようによろしく願いをいたします。

以上です。

○早稲田委員

1点だけ質問いたします。予算書の205ページ、予算の概要の21ページにあります日本語学習支援事業についてなんですけれども、こちらは日本語の指導が必要な外国人児童に対し、日本語指導員による日本語の初期指導を実施とありますけれども、対象となっている外国人の児童さんの人数と学校について教えてください。

○原田学校教育課長

日本語学習支援員の派遣について、この対象校につきましては、上島田小学校と浅江小学校の2校となっております。令和5年度に日本語学習支援の必要な児童は、インドネシア国籍の上島田小学校の児童3名、それから浅江小学校のアメリカ国籍の児童2名の計5名という予定になっております。

以上でございます。

○早稲田委員

対象の学校は上島田小学校と浅江小学校で、インドネシアの子供が3名とアメリカ国籍の子供が2名ということで理解いたしました。よろしく願いいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

説 明：国広文化・社会教育課長 ～別紙

質 疑

○西崎委員

予算書では今説明があったところではないんですけど、247ページですね。今の教育長社会教育課関係の債務負担行為、その中で施設の指定管理に係る協定というのがあってですね。社会教育課の所管が、光市文化センター、ふるさと郷土館、それから光市民ホールがあると思うんですが、これに市の職員並びに教員の退職者が何人いるかというのをお聞きしたいんです。

○委員長

西崎委員。施設に関しては、次の文化振興費であるとか、そちらのほうになるのではないかと思いますので、その次の説明の後、お願いできればと思います。

○西崎委員

文化振興費。文化振興費ですか、次は。

○委員長

社会教育費のうち、今説明のあったところの中の質疑に入りますので。

○西崎委員

質疑じゃなくてその他になるんですかね。その他協議になるんですかね。

○委員長

その他所管事務調査は今回は省略と。今説明があったのが、四角の3番にあたります。裏返していただきますと、四角の4番として、今委員がおっしゃった文化センターであるとか。

○西崎委員

文化教育総務費じゃないんですか。

○委員長

文化振興費や、恐らく市民ホールも確か指定管理だと思いますので、それらも次。あるいは体育施設に関しては四角の5番ということになるかだと思いますので、御理解いただければと思います。

○委員長

次に4番目の社会教育費のうち、文化振興費、市民ホール費、図書館費及び人間教育費関係事業について執行部の説明を順次求めます。

説 明：国広文化・社会教育課長 ～別紙

質 疑

○林委員

よろしくお願ひいたします。光市当初予算概要の29ページ、予算書は219から221ページです。伊藤博文公遺徳継承事業がここに載っております。ページ29ページの概要には、470万3,000と載っておりますが、予算書の方の221ページには積み上げられたものになるのかと思いますが、この470万3,000円の内訳がちょっと分からないので、内訳を教えてくださいたいと思います。

○国広文化・社会教育課長

伊藤公の遺徳事業470万3,000円の内訳でございます、まず、企画展を開催する経費として、241万6,000円を計上しております。内訳といたしましては、旅費、消耗品費、印刷製品費、修繕料、通信運搬費、委託料、使用料等を合計して241万6,000円でございます。グッズの作成委託料59万3,000円をこちらの中に計上しております。また、先ほどちょっと説明をいたしました、館内で使用するディスプレイ、ショーケース、こちらのほうを169万4,000円計上しまして、合わせまして470万3,000円を計上しているところでございます。

以上です。

○林委員

内訳を教えてくださいありがとうございます。ショーケースとかも入っているということで、新しいものが入っておりますので伊藤家から寄贈された愛蔵品を特別展示されると示されておりますけれど、この企画展は何月ごろにどのような、ここまではちょっといけませんかね。

○委員長

何も断りもなく出ていっちゃった。

○林委員

ちょっと休憩しましょうか。

○委員長

こういう場合どうしたらいいんですかね。そのまま、はい、続けて。

○林委員

よろしいですか。

○委員長

申し訳ありませんでした。

○林委員

お話していたように、伊藤家から寄贈された愛蔵品を特別展示されると示されておりますけれど、企画展は何月ごろにどのような形で開催される予定でございましょうか。お伺いいたします。

○国広文化・社会教育課長

毎年企画展として開催をしている伊藤公資料館の開催日ですけれども、通常は伊藤博文公の誕生日である9月2日を開催日として開催しております。この度は伊藤家から多数の寄贈品をいただいたということで、伊藤家の方をお招きして企画展の再開催が開始できればと考えておりました。現在、伊藤家の関係者の方と日程の調整をしているところでございまして、現時点で、いつから企画展が開催されるのかというところが、まだ確定しておりません。今後、日程を調整していきたいと思っております。

以上でございます。

○林委員

通常は9月2日に企画展が開催されるということでございますが、伊藤家の関係者をお呼びするという大々的な企画展になるのでとても楽しみでありますけれど、これが何月になるかちょっと分からないとしても、たくさん寄贈されたということで、大体何か月くらいというのでしょうか、企画展をされるのか。開催されるに当たってはいろんな展示の仕方もございましょうから、そういう点ではどのようにお考えでしょうか。

○国広文化・社会教育課長

通常毎年度開催している企画展は3か月程度でいつも開催しております。来年度も3か月程度で開催日を決めていけたらと思っております。この度は、何度も申しておりますが、伊藤家から多くの品を寄贈していただいたこともございまして、企画展の期間を前期、後期と分けて、いただいた寄贈品を入れ替えて多くの皆様にたくさんものを見ていただくという形で今考えております。

以上でございます。

○林委員

こんなことをお尋ねするのは失礼か分かりませんが、ちなみに寄贈されたものは、例えば掛け軸とか手紙とかいう、私なんかの想像する範疇でございまして、全部で、こんなことをお尋ねするのは何度も言って失礼ですけど、何点ぐらい寄贈されたのでしょうか。数だけでも結構ですけど、分かれば教えていただきたいと思っております。

○国広文化・社会教育課長

この度いただいた品々の点数につきましては、96点いただいたところでございます。以上です。

○林委員

ありがとうございました。96点という大変な数であると思っておりますが、私どももこの企画展をととても楽しみにしておりますので、いい企画展が開催されることを願っております。ありがとうございました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○仲小路委員

それでは、予算書の221ページですけれども、伊藤公資料館管理運営事業の5行目の光熱水費の216万2,000円ですが、これは今年度と同じなんですが、物価高騰電気料高騰でこれで大丈夫でしょうか。

○国広文化・社会教育課長

伊藤公資料館の電気料金ですけれども、現在令和3年度から令和5年度まで新電力での長期継続契約を行っております、令和5年度予算についても4年度と同額を計上しております。ただし、燃料費の調達額の単価上昇等、現在予断を許さない状況等がございますので、今後注視してまいりたいと思っております。

以上です。

○仲小路委員

状況分かりました。よろしく申し上げます。

それから、同じく221ページの市民ホール管理運営事業なんですが、先ほど清掃委託料110万円がありますけれども、今年度はないんですが、新たに何かされたんでしょうか。

○国広文化・社会教育課長

市民ホールの清掃の委託料ということでございます。令和3年度まで、高齢者就労支援事業において市民ホールの敷地内の清掃をお願いしていたわけですけれども、人員の減少により事業の規模縮小で中止となりました。令和4年度については市民ホールのほうで対応していこうということでやっておりましたけれども、なかなか手の行き届かないところというのが多々出てくることも発生しております、令和5年度においては清掃委託業務を新たに計上した次第でございます。

以上です。

○仲小路委員

状況よく分かりました。ありがとうございます。

それから、225ページなんですが、人権教育推進事業のところの下から3行目の光市

学校人権研究会補助金14万6,000円がありますけれども、これは学校人権教育指定校として、令和3年と4年で島田中学校、令和4年と5年で島田小学校と上島田小学校で行われているのがこの研究会の指定校ですけれども、これは児童、生徒にとって非常にいい取組だと思うんですが、できれば指定ではなく、全小中学校、毎年行っていったらというふうにも思うんですけれども、この人権教育推進研究会補助金の予算では3校しかできないという認識でいいでしょうか。

○国広文化・社会教育課長

光市学校人権教育研究会補助金の3校の指定校ということでございます。こちらのほうの指定校については、毎年2年に1回、年次順番で指定校として定めております。こちらのほうの研究発表の指定校ということにつきましては、学校の教員を対象に小学校であれば市内の小学校の全教員を指定校のほうに集まっただいて研究発表をするという形の授業でございまして、この授業をやっていない学校についてはどうなのかということでございますが、指定校じゃない学校も同様に取組を行っておりまして、人権教育においてはハートフルデイ in 光、PTA人権研修会等、指定校と同様の取組をしております。この発表の3校についてはあくまでその発表会を開催する経費ということで、こちらのほうの予算を現在計上しているという次第でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ということは、内容としましては各校同じレベルでやられているということが確認できました。分かりました。以上でよろしいです。

○西村委員

それでは何点か確認をさせていただきたいんですけれども、予算書の219ページになります。先ほど先行委員も少し似たようなことを聞いておりましたが、文化センター管理運営事業、あと、ふるさと郷土館管理運営事業、それと、221ページの市民ホール管理運営事業にそれぞれ記載のある指定管理料についてなんですけれども、これも、燃料高騰の背景とかいろいろあると思うんですけれども、前年と同額の予算がそれぞれ計上されているというふうに認識をしておるんですけれども、そのあたりの影響とかというふうなことは何かあるのかどうか、そのあたりをお伺いいたします。

○国広文化・社会教育課長

文化センター並びにふるさと郷土館、市民ホールにつきまして、指定管理ということで今現在、委託をしております。こちらのほうの3施設につきましては、長期の継続契約ということになっておりますので、現在、昨年度と同額の金額で指定管理をお願いしているという状況でございます。

以上です。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

長期の継続契約の期間内で同額を計上していると、そういう認識をいたしました。

すみません、私が説明を聞き逃していたら、すみません、あれなんですけれども、もうちょっと教えてほしくて、225ページの教育集会所管理事業のうちの施設解体工事なんですけれども、ちょっと、これについて、どこの施設を解体するのか、そのあたり、すみません、説明があったらと思うんですけど、聞き逃していたらすみません、教えてください。

○国広文化・社会教育課長

施設解体工事97万5,000円でございますけれども、上の行にございます施設整備工事、こちらのほうで、汐浜集会所の下水道接続を来年度予定しております。下水道接続にすることにより、今使用している浄化槽を解体してきれいにしなければならないというところがございますので、浄化槽の解体工事というところでございます。

以上です。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。すみません。

それから、ちょっと何点か確認をさせてほしいんですけれども、図書館費のところ、223ページですか、これの光熱費なんですけれども、前年から比べて増額をされておると思うんですけれども、これは、燃料価格の高騰が原因という認識で間違いないでしょうか。

○眞嶋図書館長

それで間違いございません。

○西村委員

ありがとうございます。

それから、その下のほうに行ってください、電算システム借上料95万5,000円になっておるんですけれども、前年の価格から少し、40万円ぐらいですか、増額をしておるように思うんですけれども、この電算システム借上料、何か原因が、お願いします。

○眞嶋図書館長

令和4年度に、システムの老朽化したハード機器を更新しました。よって、新たなシステムとなっておりますので、その値上がり分です。

以上です。

○西村委員

前年度に更新をしたものに伴って、新しい機材のシステムの借上料ということで、値

段が更新されたというところで理解をいたしました。

それと、最後もう一つ、一番下の電子書籍使用料なんですけれども、これも前年度と比べて差があるように見受けられるんですけれども、これの原因も教えていただければと思います。

○眞嶋図書館長

昨年度、当初100万円の予算に加え、電子図書の普及を促すということで、電子図書の内容の充実を図るために、特別枠として、電子図書の購入費800万円がございましたので、それとの差額が大きいかと思えます。

以上です。

○西村委員

分かりました。すみません。ありがとうございます。

去年がそういった、特別多かったというふうに認識をいたしました。

以上です。

○西崎委員

市教委関係の指定管理施設、随分あるんですけど、ただいま説明が終わりました社会教育費分について質問いたしますと、光市文化センター、ふるさと郷土館、それから光市民ホール、この施設に、市長部局または教職員だった方が、退職後、何人ほどいるかを、再任用、再雇用されているかをお聞きします。

○国広文化・社会教育課長

文化センターには、元職員が1名、元教員が1名、市民ホールに元職員が1名、ふるさと郷土館にはいません。

以上です。

○西崎委員

分かりました。了解です。

○早稲田委員

予算書225ページの説明欄の上から5行目ですか、図書館整備事業設計委託料について質問します。

先ほど、ボイラー室の何か設備というようなお話だったかと思うんですけれども、こちらの内容について具体的にお聞かせください。

○眞嶋図書館長

来年度は、まず、設計委託業務を予算計上しておりますが、これは、現在、旧ボイラー室の屋内に設置している耐用年数の過ぎた受変電設備を更新することを目的として

おりますが、将来的な旧ボイラー室の有効活用を踏まえて、屋外に設備を新設するものです。

内容につきましては、旧設備から新設備への配線の結線変更、新設備設置場所の設定及び基礎設計、配線工事に伴う建屋調査及び外壁アスベスト調査、工事に関連する図面作成でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

今、屋内というか、屋外というか、屋内にあるものを屋外に、その逆でしたかね、すみません。

○眞嶋図書館長

現在屋内にあるものを屋外に変更します。

○早稲田委員

すみません、意味が分かりました。屋内にあるものを屋外にということの設計変更ですね。うまく活用できるようによろしく願いいたします。失礼しました。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○委員長

委員会を再開いたします。

西崎委員にお申し上げておきます。会議中に席を離れることは原則的にはあってはならないことですので、委員会のこの場では委員長の私に断ってから出て行っていただきますよう、そのときにはそれで休憩するとか対応はしますので、体調が悪くなったときは言っただけであればと思います。

○西崎委員

委員長に断るとするのは、具体的にはどういう手続でしょうか。

○委員長

休憩をまず求めてもらえばいいかと思えます。

○西崎委員

はい。何か書いたもん、ございますか。

○委員長

会議規則に、みだりに席を離れてはならないということになっております。

○西崎委員

みだりというのはどういうことでしょうか。

○委員長

理由が分からないまま、立って、席を離れていくということは、みだりと私は判断いたします。

○西崎委員

これは、過去にもあるんですよ、例が。誰も、議長なり、委員長に断らずに行ったということはあるんです。それは、みだりに。

○委員長

西崎委員に申し上げます。これは規則で決まっていることですので、皆さんはこれまでなさらなかったと思います。

○西崎委員

規則というのはいないんですよ。みだりにちゅう規定してない、しかないの。みだりとは何かと聞いているんです。

○委員長

お帰りになって、光市市議会会議規則……（「委員長、休憩」と呼ぶ者あり）

○委員長

暫時休憩といたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○林委員

では、光市当初予算案の概要の16ページをお願いします。学校給食費用負担軽減事業についてお伺いいたします。

5年度は、給食食材が高騰する中であっても、学校給食費を改正せず、保護者負担が増加しないよう給食食材費高騰分相当額を市が負担とありまして、負担軽減という話が出ましたが、ここでお尋ねしますけれど、対象の生徒、児童は何人ぐらいいらっしゃって、そして、小中学校の給食費の今現在の負担額を教えてくださいたいと思います。

○高橋学校給食センター所長

令和5年度につきましては、小学校が2,020人、中学校が1,121人、計3,141人を見込んでおります。また、1食当たりの単価は、小学校が246円、中学校が288円でございます。

す。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。小学校、中学校の。

それと、もう一点、ただいまの、今、生徒数を教えていただきましたけど、1食の給食費は小学生、中学生、お幾らでしょうか。今、聞きましたよね。ごめんなさい。246円と288円で間違いないですね。

それで、負担軽減を導入するのであるということではありますが、1人当たりどのぐらいの負担金額になるんでしょうか、教えていただければと思います。

○高橋学校給食センター所長

大変ざっとした粗い計算にはなりますが、1食当たりの金額に換算をいたしますと、約15円ということになっております。

以上でございます。

○林委員

1食当たり、お一人、中学校、小学校、お一人お一人15円ということで、市から1,000万円の財源を打ち出して、子供たちへということで理解はいたしました。

今後、今まで同様に栄養価の高い給食を提供されることを望んで、この1,000万円の財源というのを理解いたしましたので、ありがとうございました。

以上です。

○西崎委員

37ページ、これは関連質問、私自体は質問通告をしていないんですけど、今、林委員の関連質問ですけど、光市で給食の無償化をやろうとすれば、37ページの学校……

○委員長

西崎委員、予算に関する質問でしょうか。

○西崎委員

そうです。学校給食費1億7,037万5,000円が上がっておりますけど、これを光市において完全給食をやった場合、もろもろこの金額の収入がないと、歳入がないというふうに考えていいですかね。

○委員長

西崎委員、予算を審査する場でございますので、持論の展開であるとか、予算にない話になっていく話はここでは不適當だと思いますので、予算に関する質問として質問していただきますようお願いしております。

○西崎委員

だから、今の歳入1億7,000円の質問です。（発言する者あり）予算に関係ない、これ。この1億7,000万円の歳入に関連する質問よ。

○高橋学校給食センター所長

一般論で申し上げますと、その額ほどが必要ということになります。
以上でございます。

○西崎委員

今の給食センターの御回答、誠にありがとうございます。

1億7,037万5,000円の歳入がなくなると。そして、これを市費で代わりに見れば、光市においても小中学校の給食の無償化ができるというふうに認識いたしました。ありがとうございます。

○西村委員

確認させていただきたいんですけども。予算書の229ページ、先ほども同様の質問をしたんですけども、一応確認でございまして、総合体育館、光スポーツ公園、大和総合運動公園、公園指定管理料、あと、勤労者体育センター指定管理料、サン・アビリティーズ光指定管理料、この指定管理料に関しては先ほども5年契約の説明があったと思うんですけども、その契約の期間の間だから、当初から原料価格の高騰であったり、そういったものに関しては、関係もなく契約の期間内だから同額の予算が前年と上がっていると、こういう認識でよろしいかどうか確認をさせていただきます。

○三好体育課長

指定管理料の電気代等の高騰の分が含まれているかということについて、基本協定がございまして、それに基づいて、契約期間が5年間ということで契約しておりますので、基本的には毎年度変わらずということになっております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。念のため確認でした。

もう一点、学校給食費に関してなんですけれども、先ほど、先行委員の答弁の中で、児童生徒3,141名に当たり、それぞれの給食費が、小学校は246円、中学校は288円という御説明がございました。

その中で1,000万円の資材価格高騰分を当てると、これ、1食当たりあたり15円がそれぞれ、材料価格の高騰分という認識はしたんですけども、この資材価格の1食当たりを15円増加するという、その計算の根拠、この1,000万円の根拠になった部分というのはどういうふうに算出をしたのか、そのあたりが分かる範囲で教えていただければと

思います。

○高橋学校給食センター所長

これまで、15円から逆算したということではなくて、1,000万円がまずあるというところがございます。これは、学校給食に使用する食材のうち、使用量が多くて、かつ価格の変動が大きいと考えられる食材、牛乳とか小麦粉とか食用油とか考えられますが、こういったものを選びまして、令和3年4月と令和4年4月との差額、上昇額ですね、これを令和3年1年間の使用量に掛けて求めた金額の合計、これがおよそ1,000万円ということですので、上げ幅が1,000万円というところから導き出したものがございます。以上でございます。

○西村委員

分かりました。積算の根拠、よく分かりました。確かに、牛乳であったり油は価格の高騰が著しいというところで、そこから計算をしたというところで、一定の理解をしました。

以上です。

○西崎委員

さっきの、今度は保健体育費に係る退職職員の指定管理者施設への天下りと申しますか、何人の職員がいるかという点でございますけど、関連する施設が、光市総合体育館、光スポーツ公園、大和総合運動公園、光市勤労者体育センター、光市身障者体育施設、これはサン・アビリティー光ということだと思っておりますけど、それぞれ何人ほどいらっしゃるか教えてください。

○三好体育課長

スポーツ施設の元市職員の人数でございますが、総合体育館に1名、大和総合運動公園に1名、合計2名で、ほかの施設には在籍しておりません。

以上でございます。

○西崎委員

ありがとうございました。

○原田学校教育課長

失礼いたします。冒頭、教育総務費の事務局説明に対する御質問を頂いておりました。英語暗証弁論大会に、光市で参加している生徒ということでございますが、これは、市内で14名の者が参加をしているということでございます。

以上でございます。

○国広文化・社会教育課長

先ほど、予算の審議の中で、私の所管しておりますところで、西村委員さんの指定管理に対する御質問のところで、指定管理のところが長期継続契約と申しましたところ、基本協定に基づき協定期間の契約というところで修正をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○早稲田委員

教育委員会全体を通してということで、先日の一般質問で、光市が支出している教育費が規模の近い他市町、具体的には、下松市と比べてかなり少ないといったような話がありました。それを聞いて少々違和感があり、心配にもなっております。ちなみに、新年度当初予算ベースで比較したら、どのような状況なのかお尋ねします。

○吉永教育総務課長

ただいま、委員からは、一般質問での新年度予算の教育費、これが、他市町、具体的には下松市と比べて少ないのではということの御質問を頂きました。

さきの一般質問において、部長からもお答えはさせていただいておりますが、まず、これを考える上で、学校や文化、スポーツ施設、あるいは、幼稚園等の施設であったり、また人数、そうした状況であったり、政策的なもの、あるいは財政的な事情など、自治体ごとに事情や特徴がございます。とりわけ、学校建設など投資的経費は、年度や一定期間において大きく変動するものでございまして、予算額、決算額のみでの比較は困難でございます。したがって、教育委員会では、一つの参考資料として捉えているところでございます。

こうした条件を前提に、教育費における下松市との新年度予算ベースでの比較という部分で御説明をさせていただきますと、まず、光市につきましては、教育費の予算総額は21億8,454万2,000円、下松市が29億5,611万1,000円でございます。比較いたしますと7億7,156万9,000円の差がございます。

実際に、細かい分析は必要ではございますが、先ほどの視点から大きな差を、主だったものを申し上げますと、例えば、本市では、過去に公民館として運営していた各地域の拠点、これが、現在ではコミュニティセンターに移行しております。この経費は総務費に計上しています。

一方で、下松市は、公民館として現在も運営をしておりますことから、教育費に計上しております。その予算額が約1億5,000万円となっております。

また、もう一点で申し上げますと、大きな額でいくと、私立の幼稚園の施設型給付、これは、いわゆる財政支援になりますが、本市では民生費で計上しておりますが、下松市は教育費で計上しており、下松市の予算額で申し上げますと約6億8,000万円となっております。

先ほどの公民館と私立幼稚園の施設型給付、これを2つ合わせますと、約8億3,000万円でございます。これを踏まえると、本市と下松市の教育費の総額はほぼ増額となる見込みでございます。

実際には、比較するには、先ほど冒頭で申し上げたような内容であったり、コスト削

減や人口、あるいは、小中学校費で申し上げますと、児童生徒数を用いるなど、詳細な分析が必要であろうかと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

答弁を聞きまして、単なる金額だけで比較をするのではなくて、やはり内容を整理して比較すると、光市のほうがむしろ多いのではないかという見方ができるということが分かりました。

予算の分け方も、公民館なので、公民館費とかは下松は総務費の方に入っているということで、光市のほうがコミセンになったから総務費の方に入っているということで理解しました。

もう一つは、民生費の関係ということで、また、生徒の児童数で比較しますと、下松市のほうが多いので、生徒の数で1人当たりを計算していくと、光市の教育費のほう充実しているのではないかということです。

学校教育だけではなくて、社会教育などを広く含めての教育費ですので、児童生徒数だけで考えるものでもないと思いますし、また、額の大きい施設設備のあるなしなど、単年度ごとの予算額の多寡で単純に教育の充実度を判断できるものでもないということが理解できました。

予算額の多寡もさることながら、中身のある使い方ができているかということを確認することが重要だと思いますので、そういったことも含めて見守っていきたいと思います。

子育て世代にとって教育に力を入れているまちとして選ばれる光市に向けて、今後も引き続き教育力の向上に取り組んでいただければと思います。よろしく申し上げます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) 報告事項

①施設一体型小中一貫やまと学園新設の場所について

説 明：吉永教育総務課長～別紙

質 疑：なし

2 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第10号 光市財産価格審議会条例の一部を改正する条例

説 明：北川財政課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第11号 光市用品調達基金条例を廃止する条例

説 明：北川財政課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第12号 光市庁舎整備基金条例

説 明：北川財政課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第1号 令和5年度光市一般会計予算〔所管分〕

説 明：北川財政課長 ～別紙

質 疑

○西村委員

それでは、質問をさせていただきます。

まず、予算書の57ページ、先ほど御説明ありましたが、プロジェクト型課題解決研究委託料について、周南公立大学さんでというようなお話があったと思うんですけども、これに係る研究テーマとか、そういったものというのは、どのようにして決まっていくのか、そのあたりを教えてくださいませんか。

○佐々木企画調整課長

こんにちは。プロジェクト型課題解決、PBLと申しますが、これにつきましては、教育機関と企業や行政が連携し、学生が主体的に学びながら地域の課題解決に向けたプロジェクトを企画・実践する教育プロジェクトでございます。

本市では、令和4年度から周南公立大学との連携により実施しておりまして、令和5年度も引き続き実施することとしております。

研究テーマにつきましては、庁内にそれぞれの課が抱える行政課題を紹介いたしまして、集約したものの中から、PBLとして取り扱うことが可能な内容であるかどうか、それから大学側の指導分野の特徴等も踏まえつつ、双方で協議を行った上で決定するものでございます。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。

市としても、こういうテーマについて検討してほしいというものを取りまとめて、大学側にお送りして、その中で取扱いが可能なものを最終的には選ぶということで認識をしました。ありがとうございます。

続いて、予算書の59ページの、ふるさと光応援寄附金支援業務委託料についてなんですけれども、いわゆるふるさと納税、こういったものを活用してもらうために、新しく新年度で新たな取組をするであったり、新規発掘のための取組といったものはどういったことを想定されているか、そのあたりをお伺いできればと思います。

○佐々木企画調整課長

ふるさと光応援寄附金につきましては、これまでも認知度向上を図るために、新たな返礼品の発掘やポータルサイトの掲示内容について、見栄えの改善ですとか、多くの寄附希望者の共感が得られるような内容とするなど、随時改善に取り組んでいるところでございます。

新年度の新たな取組といたしましては、市内の飲食店や宿泊施設、体験型サービスを提供する店舗等と協力し、ふるさと納税の返礼品を提供していることをPRするポスターですとか、ポップ、こういった物を設置していただいて、市外からの来訪者には、ふるさと納税の返礼品がこの店舗にあるということを直接周知するとともに、市民には口コミや知人や友人への紹介等を期待いたしまして、本市の魅力的な産品を広く周知する取組の工夫を想定しております。

それから新規発掘の取組につきましては、市の業務の一部をふるさと光応援寄附金支

援業務委託として業者に委託をしておりますが、今年度、令和4年度でございますが、熊本県の業者に変更して契約をしたところです。

新たな事業者では、月1回は担当者が本市に訪問をしていただいております。新規事業者の掘り起こしと新たな出品について交渉をしていただいております。

令和5年度におきましても、支援事業者と連携した取組を引き続き行っていく予定としております。

新規の出品や事業者の登録をすればすぐに寄附が増えるというわけではございませんが、寄附者に光市を選んだ理由を伺いますと、その8割近くは返礼品が魅力的だったというような回答も得ております。こうしたことから、本市の魅力的な地域産品をしっかりとアピールすることで、本市を応援してくれる寄附者の獲得と同時に地域の経済振興にも資するものだと考えております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。今、答弁いただいたように、ふるさと納税というのは、光市を応援してもらい、もらえるようにしっかりと取り組んでいくと、そういう方針であるということは理解をいたしました。

先ほどの説明でもあったとおり、3,000万円ですかね、歳入として見込んでおるといふところだったと思うんですけども、まだまだ、このふるさと納税というものに関しては、新規の発掘取り組みをして、もっと歳入が見込めるようにしていただければなどというのは、要望としてお伝えをさせていただければなと思います。

また、先ほどのPBLのお話にもつながるところがあると思うんですけども、大学生の柔軟な発想というか、若い人の柔軟な発想というのも取り入れていただけるように、ぜひ、PBLで取り組んでいただく課題の中にも積極的に取り上げていただければなというふうに思います。

続きまして、予算書の65ページの情報受発信ツール使用料について説明ありましたが、ソフトの使用料だと、こういう話だったと思うんですけど、どういったソフトを使っているのか、そのあたり、もう少し説明をいただければと思います。

○藤井情報・DX推進課長

こんにちは。情報受発信ツール使用料についての御質問をいただきました。

情報受発信ツールは、LINEの市公式アカウントを運用管理するための運用ツールでございます。本ツールを使用することで、公式アカウントを開いて最初に表示されるリッチメニューを表示するほか、通報機能、メール配信サービスとのメール連携機能、ごみ収集日の案内などの定期配信機能が利用可能であります。

本ツールの使用料は、月額税込み16万6,100円、これを12か月分で199万4,000円となっております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

このツールを使用することで、通報アプリのUIであったり、そういったものを編集することが一応できるという御答弁でした。

ちなみに、これは市の職員で、ある程度の編集であったり、新しいメニューを増やしたりだとか、そういったことができるのかどうか、そのあたりをもう少し教えていただければと思います。

○藤井情報・DX推進課長

情報受発信ツールは、基本的には職員によって全ての内容を変更することができるように構成されており、お尋ねのようなリッチメニューのユーザインタフェースの編集や通報メニューを追加編集することは可能で、ツールの機能にないものや複雑なデザイン設定を伴うものでなければ、職員によって対応可能でございます。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。

ということであれば、現在、各種通報機能であったりとかあると思うんですけども、中には通報のメニューに、今、メニューとして存在しないものというのもあったりすると思います。例えば、そういった受皿をつくるものとして、「道路の異常」、「不法投棄」、「有害鳥獣」等あると思うんですけど、「その他」といったような項目を新しくつくって、受皿をつくる、そういったことも可能という認識でよいのかどうかお願いします。

○藤井情報・DX推進課長

その他の項目が設定できないかという御質問をいただきました。

その他の項目について追加することは、さきの御質問への回答のとおり、技術的には可能でございます。しかしながら、導入に当たって設置した、情報受発信ツール検討ワーキンググループにおいても検討いたしましたが、通報機能は原則対応することを前提に通報を受け付けているものであり、対処の可否が不明なものについては通報を受けべきではないと判断したこと、また、その他の項目について自動的に所管課へ振り分けて通知することができないことから、その他の項目については、現在搭載を行っていない状況でございます。

以上でございます。

○西村委員

はい、分かりました。ありがとうございます。技術的には可能であると、ただ、実運用上でどうしていくかというのは課題であると、そういうふうに認識をいたしました。ありがとうございます。

次に、同じ65ページのビジネスチャットツール使用料についてなんですけれども、先ほど軽く説明があったと思いますが、これの積算根拠や導入の理由について、もう少し教えていただければと思います。

○藤井情報・DX推進課長

ビジネスチャットツールの使用料に関する御質問いただきました。

ビジネスチャットとは、従来の電話や電子メールに代わるコミュニケーションツールとして利用されているネットワークを介したコミュニケーションツールです。

自席の端末から文字による情報のやり取りを行い、円滑にコミュニケーションを取ることが可能です。組織やワーキングで区切ったグループの作成、またファイルの共有もできるなど様々な機能が備わっており、業務の効率化を図るために有効なデジタル技術として多くの民間企業や自治体においても利用されています。

本ビジネスチャットツールは、行財政構造改革推進プランに掲げる内部事務の電子化・ペーパーレス化と情報共有手段の拡充に向けての検討の取組の一つであり、導入に向けて設置した業務効率改善検討ワーキンググループにおいて、業務効率を向上させるために出された幾つかの課題のうち、職員間の円滑な連絡手段、他市との情報共有を容易に行える環境、職員同士の知識の共有、ペーパーレス会議開催の4つの課題を解決できるツールとして導入の検討を始めました。

4年度は無償での利用が可能であったため、6月から全庁的に試験導入を開始し、業務効率の改善につながるかどうかといった点をはじめ、活用方法について研究してまいりました。その結果、職員間の円滑なコミュニケーションや情報共有などについて高い効果が確認できたことから、本格導入を行うものでございます。

次に、積算根拠でございますが、1人当たりの月額利用料税込みで330円、これに440アカウント分を乗じまして、その1年分12か月分として、174万3,000円を算出しております。

なお、県及び県内7市町と共同での調達を進めており、本来は1アカウント440円であるところ、330円で導入が可能となっております。

以上でございます。

○西村委員

はい、分かりました。有用性であったりというのをよく昨年度検証をした上で、今回導入に踏み切ったということと理解をいたしました。

ちなみに、このビジネスチャットツールは、このツールのソフトウェア、差し支えなければ、そのあたりの具体名というか、ソフトウェアの名前を教えてください。

○藤井情報・DX推進課長

ツールの名称でございますけども、L o G oチャットというツールを、現在、試験導入しておるところです。

以上でございます。

○西村委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

L o G oチャットを使うということで、L o G oチャット自体は、私は使ったことがもちろんないんですけれども、C h a t w o r k、あと、S l a c kであったり、いろんなツールがある中で、L o G oチャットを選ばれたというには何か理由がもちろんあるんだと思うんですけれども、事前にスマホの自分のアプリ、スマートフォンで「L o G oチャット」とアップルストアとか検索をするとアプリが出てくるわけなんですけれども、これは各職員のスマートフォンからでも利用が可能ということによろしいんでしょうか。

○藤井情報・D X推進課長

L o G oチャットが職員のスマホで使用可能かという御質問をいただきました。

現在、試験導入をしておりますL o G oチャットについては、スマートフォンでも閲覧が可能となっております。現在の試験導入においても、申請により個人所有のスマートフォンでの利用を認めております。本運用においても、スマートフォンによる利用を許可したいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

はい、ありがとうございます。ちょっと細かいんですけれども、スマートフォンに入れる場合というのは、アカウントのライセンス料の取扱いというのはどのようになるんでしょうか。追加になるのかどうか。

○藤井情報・D X推進課長

L o G oチャットをスマートフォンアプリで利用する場合のライセンス料についてでございますが、追加ライセンスは不要でございます。

以上でございます。

○西村委員

それぞれに付与されたアカウントで利用が可能ということで理解をしました。

もう一つ、これに関してなんですけれども、当初予算の概要のほうを見ますと、自治体間のやり取りという記載もあるんですけれども、セキュリティ面に関して心配をすところなんですけれども、そのセキュリティ面に関して、自治体間のやり取り問題ないのか、そのあたりをお伺いします。

○藤井情報・D X推進課長

セキュリティ面の御質問をいただきました。

現在導入をしておりますL o G oチャットというビジネスチャットツールでは、イン

ターネットを使った通信ではなく、国や自治体間の専用ネットワークであるLGWANを利用した通信を行う製品であり、外部からの通信を傍受することはできない仕組みとなっております。

また、現時点の試験導入においても、ビジネスチャットツールの実証利用に係る運用要領を定め、個人情報など機密性の高い情報を扱うことは禁止しております。これは本運用においても同様の扱いとする予定でございます。

以上でございます。

○西村委員

はい、分かりました。ありがとうございます。それぞれ、この庁舎で使用するパソコンであったり、PC端末からLOGチャットを使用して自治体間でやり取りをする。その回線にはLGWANが当然使われるということで、セキュリティ性担保されているというふうに思うんですけども、先ほどスマートフォンからも使用が可能という御答弁いただいたと思うんですけど、スマートフォンに関しては各々の携帯キャリア、あるいは、Wi-Fi等から通信を行ったりするということになると思うんですけども、そのあたりのセキュリティのお話というのは問題がないのかどうか、そのあたりをお伺いします。

○藤井情報・DX推進課長

スマホで利用した場合のセキュリティについて御質問いただきました。

LOGチャットをスマートフォンアプリで利用する際の回線はインターネットを利用するため、その際のセキュリティ面の問題、こちらのほうにつきましては様々なセキュリティ対策を講じております。まずLOGチャットのサーバー側においても、LGWANとインターネット間はネットワークを分離し、ファイアウォールという専用機械を使って不要な通信の制御を多重化しております。また、通信は暗号化しており、通信内容の盗み見や改ざんへの対策も実施しております。さらにファイルの共有については制限を設けており、写真以外のダウンロードやアップロードはできない仕組み、またスマートフォンでスクリーンショットが撮影された場合、誰がいつ撮影したかといった監視通知がLOGチャットの管理者である情報・DX推進課へ通報されます。こうした様々なセキュリティ対策により安全性を確保しております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。すみません、ちょっと細かいところまで聞きましたが、スマートフォンの各々からの利用というところにも、しっかりセキュリティ対策がなされているということで、昨今、こういったセキュリティのお話というのは1個間違があると大変なことになってしまう、そういうのも、よくニュースで拝見をするので、そのあたりやっぱ自治体向けに整備をされているアプリだということを再度理解をいたしました。

・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・

○西村委員

続いて、もう何点か、質問させていただきます。

令和5年度光市当初予算案の概要の17ページに、キャッシュレス決済の導入ということで金額が上がっておるんですけども、これは、そもそも予算書のどこにまず入っているのか、そのあたりからお伺いしてよろしいですか。

○藤井情報・DX推進課長

キャッシュレス決済導入に係る費用が予算のどこに入っているかといった御質問でございます。

これは予算書の63ページの下から6番目、行政情報科機器システム保守委託料、この中に含まれております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

キャッシュレス決済導入については、説明を見ると主に窓口を導入をするということだと思っておりますけれども、どういったものを何台ぐらい整備するのか、そのあたりお伺いいたします。

○藤井情報・DX推進課長

キャッシュレス決済導入についての御質問をいただきました。

キャッシュレス決済とは、現金を使わずクレジットカードや、電子マネー、スマホに表示されたQRコードで支払いを行うもので、民間では既に多くの店舗で採用されております。

国やキャッシュレス事業者も普及に力を入れており、年々、額の大小にかかわらずキャッシュレス決済で支払いを行いたいという要望も増えている状況です。

そこで、本市においても、行財政構造改革推進プランに掲げるキャッシュレス決済等での市税等の納付の取組として、多様な決済手段の提供による市民の利便性向上を目指し、キャッシュレス決済の導入を行うものでございます。

対象とする手続は、市民課戸籍住民係、税務課、収納対策課、福祉総務課、支所出張所等で取り扱う住民票の写しや、税関係の証明書を想定しております。

導入する機器としては、クレジットカード、電子マネー、QRコード決済に対応するキャッシュレス決済端末につきましては、各施設で計8台導入するとともに、取扱い件数が多い本庁舎の窓口では自動釣銭機を2台導入し、また職員側についても、事務効率軽減のため、手数料の集計作業が容易となるような機能要件を設定し調達したいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

出張所、あと市民課のところとか、大体10台ぐらいですか、導入をされるということ
で理解をいたしました。ただ、今説明を聞く形だと、まだ今回の対応に入っていない部
署で金額の支払いが発生するところ等もあると思いますので、そのあたりは、また、順
次取り組むようお願いをしたいと思います。

それから同じ概要の30ページなんですけど、これちょっと予算がついていないんですが、
ここの中にも文言があるのでお聞かせください。

小中一貫ひかり学園の整備推進に伴う遊休財産の利活用に係る調査・研究というこ
とで、説明がこの中に書いてあるんですけども、これについて、どういったものなのか、
もう少し詳細を教えていただければと思います。

○佐々木企画調整課長

小中一貫やまと学園の整備推進に伴う遊休財産の利活用に係る調査・研究についてお
答えいたします。

現在進めております施設一体型小中一貫ひかり学園の第1期となりますやまと学園の
新設が実現いたしますと、現学校施設の遊休化が見込まれることから、施設あるいは用
地の利活用については、その後の重要な課題となっていまいります。

そこで、現学校施設について、個別に位置づけられている役割、例えば災害時の避難
所の指定や、コミュニティとの関わりなど、様々な役割や位置づけなどについて情報を
収集いたしますとともに、課題の抽出や整理をまずは庁内で行うため、政策企画部や教
育委員会を中心に、庁内で連携しながら実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。これから、しっかり課題を整理していくということで、非常
に重要なお話になってくると思いますので、ぜひ、しっかりと課題の抽出、精査、そし
て今後の利活用、最近では、こういういわゆる廃校になったところに民間の事業が参入
してくるという話もよく耳にするところですので、そういったところも視野に入れなが
ら、また検討を進めていただければなというふうに思います。

最後にもう1点、これも概要の31ページなんですけれども、同じく予算がついていな
いもので、内部事務システムの更新事業というものがあるんですけども、これについ
て、もう少し詳細に説明をお願いいたします。

○藤井情報・DX推進課長

内部事務システムの更新事業について御質問いただきました。

平成20年度に導入した財務会計、文書管理、人事給与など、内部事務システムは途中

ハードウェアを更新しながら、導入から14年が経過しました。現行バージョンのメーカーサポートが令和6年度末で終了するため、ソフトウェアを含む全面的な更新が必要になったところでございます。

令和7年度から次期システムが本格稼働を開始するには、令和6年度中に業者選定やシステム構築を開始し、令和6年10月には令和7年度予算要求の入力ができるようスケジュールを組む必要があります。令和6年度当初予算において債務負担行為を設定して、業者選定を行う一方、予算額としては計上していないところでございます。

債務負担行為の内訳ですけれども、総額を3億円としております。うち、約5,000万円を初期構築費用、2億5,000万円を運用に係る経費としております。

今回の更新では、行財政構造改革推進プランに掲げる内部事務の電子化・ペーパーレス化と情報共有手段の拡充に向けての検討の取組の一つとして、リモートワーク可能な環境の整備や並列審査による決裁時間の短縮、文書保管スペースの削減といったことを目的に、電子決裁に対応したシステムの導入を目指したいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

債務負担行為のところに上がっている3億円ということでした。

今、現行のシステムは令和6年で……。

○藤井情報・DX推進課長

先ほど答弁の中で、債務負担行為の設定年度を令和6年度と申しましたが、令和5年度当初予算でございます。おわびして訂正させていただきます。

○西村委員

ありがとうございます。現行のシステムが令和6年度をもってサポートを終了するというので、それに関わる更新の事業で、これから準備が必要であるということと理解をいたしました。

今、話を聞くところによると、かなり期待感の持てるシステム構築になるというふうに期待をしておりますので、引き続きの取組をお願いいたします。

以上です。

○仲小路委員

それでは予算書の55ページですけれども、広報広聴管理事業の市勢要覧関係が2件ありましたけれども、これにつきまして、20周年に発行ということで、具体的な発行時期、あるいは、配布先、発行部数、費用総額等の概算が分かればお示してください。

○佐々木企画調整課長

市勢要覧の概要についてお答えいたします。

市勢要覧は、令和6年度の新市20周年に向けて市勢要覧の作成に着手するもので、令

和6年10月4日に20周年を迎えることから、現時点では未定ではありますが、その時期に想定される式典等の開催に合わせて発行したいと考えているところでございます。

発行の部数につきましては、1,000部を発行し、式典等での配布に加え、本市の紹介をする際の資料として様々な場面で活用することを想定しております。

費用につきましては、市勢要覧作成委託料として120万円と債務負担行為限度額180万円と合わせた300万円を想定しており、コンサルティング業者等からのプロポーザル方式により選定したいと考えております。

また、謝金の10万円を合わせて、費用総額は、310万円でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。これは確認ですけど、10周年のときに発行されていまして、また10年ごとに発行するというふうな、大体そういう予定でしょうか。

○佐々木企画調整課長

本市でのこれまでの発行は平成26年の新市10周年に合わせたものと、平成18年に合併後、新たな要覧を作成しておりまして、特に定められたものはございませんが、おおむね10年ごとの周年事業を契機に作成しようとするものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

それから同じく55ページなんですけど、会計事務費ですけども、会計事務費の手数料502万1,000円、それから同じくデータ伝送サービス使用料、これが66万円ですけども、今年度に比べてかなり大きく増えているんですけども、その内容としてはどういうものが増えたというふうになっておりますでしょうか。

○高木会計課長

こんにちは。手数料につきましては、指定金融機関である山口銀行において市内に行員を派遣し、本市の公金の取扱い業務の一部を行っていただきしており、その本市への窓口設置に係る派出費用として、令和4年度から年間220万円を負担しております。

加えまして、令和5年度におきましては、各金融機関の窓口で収納する手数料を1件10円から20円に見直したことにより、その見直し分の約120万円を今回新たに計上したことが増加の要因となっております。

次に、既存の総合行政ネットワークLGWANを活用し、パソコンにより口座振込や引落とし依頼を行うデータ伝送サービス使用料につきましては、令和4年度の11月から、まず指定金融機関であります山口銀行と口座振込依頼の利用を開始し、その使用料として、月額4万9,500円の5か月分、24万8,000円を予算計上いたしました。

令和5年度は、同様の利用料の年額となります59万4,000円を予算計上したことに加

え、金融機関におけるフロッピーディスク等の記録媒体の取扱い終了の流れに伴い、口座引落とし依頼を行うためのデータ伝送サービス使用料として、新たに山口県農業協同組合との利用を開始し、年額6万6,000円を予算計上したことにより、約40万円の増額となっているものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。値上げ、あるいは、また新たな追加ということで分かりました。

それから57ページですけれども、7行目の自動車重量税ってありますけれども、これが114万円ですけれども、この管理につきまして、この公用車管理事業ではなく財産管理にこれを入れているという基準について確認をしたいと思います。

○北川財政課長

財産管理費につきましては、本市が有する財産全般を普遍的に必要となる経費につきまして計上しております。

重量税につきましては、自動車を車検に出した際、区分や重量に応じて必ず支払わなければならないものでございますことから、その上にあります自動車保険料と同様、市が保有する公用車全てに必要となる予算につきまして、財産管理費において、財政課で管理をしております。

なお、公用車管理事業につきましては、総務課が管理する集中管理車のみを対象にした事業でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

それから、同じく57ページの、まち・ひとネットワーク事業ですけれども、これの手数料が370万2,000円で、今年度の241万4,000円に比べて大きく増えているんですが、寄附金につきましては、3,000万円と同じ金額でありながら、これが増えているというのは、何か理由がありますでしょうか。

○佐々木企画調整課長

ふるさと納税の手数料についてお答えいたします。

増額の理由でございますが、現在利用しているポータルサイトの利用手数料の割合が今年の4月から改定される予定でございますが、これまでは寄附額の5%であったものを、クレジットカード以外の様々な支払いの方法に応じて課される代理納付手数料分を合算して、10%ということになっております。これに基づきまして積算した結果、実質値上がりということになりますことから、増加を見込んで計上したものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。手数料の増額ということで、理解いたしました。

それから63ページですけれども、情報化推進事務費の最後の行のスマートフォン購入補助金。先ほど今年度と同じような取組ということでお聞きしましたけれども、金額としましては、今年度は1,000万円の予算で、この前850万円のマイナス補正が入りまして、150万円ということで、今年は期中からの施策でしたけれども、これは年間で200万円。これはできれば皆さんにスマートフォンを使っていただくという、そういう推進の事業になりますので、もうちょっと多めな形の見込みがあったほうがいいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○藤井情報・DX推進課長

スマホ購入をさらに促進するため、申請件数の増加に対する取組をして、予算の増額につなげていく必要があるのではないかという御趣旨の御質問だと思います。

4年度は全国的なスマホ未所持率やスマホ購入意向のある人の割合を基に対象者を2,000人弱とし、取組1年目として集中的に取り組むため、その半分である約1,000人を対象として予算を計上いたしました。

令和5年度に関しては、令和4年度の実績や、他自治体の事例から、大まかなニーズが把握できたことから、200人分を対象としたところです。

令和4年度の状況を申しますと、市内の携帯ショップでの購入を条件の一つとしているため、市内ショップで購入された方で条件を満たした方が申請をしていないケースは少ないものと考えております。

一方、ソフトバンクが令和6年1月に、ドコモが令和8年3月に3Gサービスを終了する予定であり、潜在的ないわゆるガラケーからの買換え需要はあるものと考えております。そういった買換えを考えている方に制度を知っていただけるよう、より一層の周知に取り組んでまいります。

また、LINEによる情報受発信や行政手続のオンライン化、キャッシュレス決済など、スマートフォンを使ったサービスの充実に取り組み、スマートフォンの魅力を高めていくことで買換え需要を掘り起こし、1人でも多くの方へ、本制度を利用していただきたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。この予算以上に行けるような、そういうふうなことを期待しております。

それから同じく63ページなんですけど、電算システム管理事業としまして、下から7行目ですか、サーバー移設業務委託料1,059万2,000円。それと併せまして、先ほど説明がありましたけれども、防災指令拠点の移動ということで、その次のページの庁用器具費、それが1,086万5,000円。それからイントラネット管理事業の下から2行目の光ファイバーケーブル等移設業務委託料1,000万円。合わせて、3,000万円余りの予算があります

けども、これの具体的な作業内容としてはどういうふうな形になりますでしょうか。

○藤井情報・DX推進課長

防災指令拠点施設の建設に伴う情報システムの対応に関する予算の御質問を頂きました。

御質問いただいた予算は、災害時の情報発信や行政サービスの継続のため、現在、本庁舎に設置しているサーバー機器やネットワーク機器を防災指令拠点施設へ移設するとともに、支所・出張所等出先機関を光ファイバーケーブルで接続している地域イントラネットの構成を見直そうとするものです。

まず、サーバー移設業務委託料1,059万2,000円は、本庁舎サーバー室に設置しております各種機器を防災指令拠点施設へ移設する費用でございます。

本庁舎は現在、インターネットや国・自治体間の専用ネットワークであるLGWAN、また、共同利用型クラウドサービスのネットワーク等、全ての通信回線の出入口となっており、本庁舎が停電となった場合、本庁舎以外の場所からもインターネットやメールの利用、また、市民向け窓口業務を行うことができなくなるため、こうした障害を防止しようとするものでございます。

次に、庁用器具費1,086万5,000円は、防災指令拠点施設の新たなサーバー室へサーバーラックを設置し、また、地震によるサーバー等の倒壊を防ぐため、免震装置を導入するものでございます。

サーバーは、システムやデータのバックアップを取っておりますが、一度破損すると元の状態に戻すまでに機器の調達や、システム復旧作業に多くの日数を要します。倒壊による破損の内容によっては数か月を要することも予想されるため、サーバーを保護するための措置でございます。

次に、光ファイバーケーブル等移設業務委託料1,000万円は、地域イントラネットの拠点を教育委員会から防災指令拠点施設に変更するための光ファイバーケーブルを移設する費用でございます。

教育委員会は、支所・出張所等出先機関を光ファイバー網で接続する地域イントラネットの中心的役割を担っており、現状では、教育委員会が停電となった場合、支所・出張所での業務ができなくなるため、これを是正するものでございます。

以上でございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○藤井情報・DX推進課長

先ほど、西村委員の御質問、内部事務システムの更新事業の答弁の中で、「令和6年度中に業者選定やシステム構築を開始し」と申しましたが、「令和5年度」の誤りでございます。

もう一度申しますと、令和7年度から次期システムの本格稼働を開始するには、令和5年度中に業者選定やシステム構築を開始し、令和6年10月には、令和7年度予算要求

の入力ができるようスケジュールを組む必要があり、令和5年度当初予算においては債務負担を設定し、業者選定を行う一方、予算には計上していないものでございます。

こういう答弁に修正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○仲小路委員

内容については分かりました。具体的なスケジュールですけども、これは、防災指令拠点の完成と合わせて、光ファイバーなり配線なりの配線をして、庁内が営業していない時間帯に移動して再開するような、そんな感じのスケジュールになりますか。

○藤井情報・DX推進課長

移設のスケジュールについて頂きました。

基本的には、土日と業務を行っていない日を使って数回に分けて行う見込みでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。状況が確認できました。

それから、同じく63ページの、先ほども答弁がありました行政情報化機器システム保守委託料7,307万4,000円と、それと合わせまして、65ページの、同じく行政情報化機器システム、これ賃借料ですが、1億1,249万9,000円、これは、先ほどのキャッシュレス等の、そういう導入等の追加分があるというふうにお聞きしましたけれども、かなりの増額になっていきますけども、その具体的な増額の分について、そのほか何かありましたらお示してください。

○藤井情報・DX推進課長

行政情報化機器システムの保守委託料7,370万4,000円及び賃借料1億1,249万9,000円について、大幅増となった要因についての御質問でございます。

まず、保守委託料の増額2,500万円に関して御説明いたします。

主な要因といたしましては、1つ目として、住基・印鑑登録システム標準化対応、こちらで1,751万7,000円の増となっております。住民基本台帳、税・福祉など20業務については、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により、国が定めた標準仕様書に準拠したシステムへ移行することが義務づけられております。

令和5年度は、そのうち、住民基本台帳及び印鑑登録業務について標準仕様準拠システムへ移行しようとするものでございます。

なお、経費については、全額、国からの補助が充てられる見込みであり、歳入のデジタル基盤改革支援補助金に同額を計上しております。

次に、窓口の手数料キャッシュレス決済対応で655万円でございます。これは、行財政構造改革推進プランに掲げるキャッシュレス決済等を利用した市税等の納付を推進するため、窓口における証明書等に対する手数料を対象としたスマホ決済やコード決済等、

多彩なキャッシュレス決済を導入するもので、初期構築の委託料として532万5,000円、運用経費として6か月分の122万5,000円を計上したものでございます。

次に、インボイス制度対応システム改修経費233万7,000円でございます。これは、令和5年10月から始まるインボイス制度へ対応するため、内部事務システムを改修するものでございます。

次に、賃借料の増額1,493万1,000円の要因についてでございます。

主なものを2点御説明しますと、1点目は、令和4年度に更新したインターネット接続系機器の賃借料が通年の支払いとなり、また、従来は購入により運用していたため、1,166万3,000円の増となっております。

2点目は、地域イントラネットで各拠点施設を結んでいるネットワーク機器を更新するに当たり、これまで教育委員会で対応しておりました学校内のネットワーク機器について、情報・DX推進課でタイミングを合わせて一括調達することで安価に更新することが可能なため、予算の移管を受けた分、291万円分が増加しております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。続けていいですか。

それでは、71ページですけれども、これは、基金管理事業8億1,418万1,000円とありますけれども、これの財政調整基金積立金が100万円、それから、減債基金積立金が50万円、公共施設等整備基金積立金が50万円とありますけれども、これは、毎年同じ金額が計上されていまして、補正で変更があるというのが通常なんですけど、この最初の100万円と50万円、2件というふうにされている要因というのは何でしょうか。

○北川財政課長

まず、基金でございますけれども、こちらは、預金等により運用されておりました、歳入に基金運用益を計上しておりますが、財政調整基金及び減債基金につきましては、条例において、基金の運用から生ずる基金は、予算に計上して基金に繰り入れると定めております。

公共施設等整備基金につきましても、条例の定めによる事業に充てるか、基金に繰り入れることとされておりますことから、条例の定めに従い、歳入に計上しております基金運用益を下回らない額の積立金を計上しているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。条例によって決められているということで理解をいたしました。

それから、同じく71ページの自家用工業用水道事業の件ですけれども、現在、三井1丁目の今柵川を横断する送水管の漏水補修工事をやっておりますけれども、これについては、特に負担金とかいうのはあるんでしょうか。

○佐々木企画調整課長

自家用工業用水道についてお答えいたします。

送水管の所有管理を行っておりますのは県の企業局になるため、市で補修工事に負担金を支払うことはございません。

なお、漏水に伴いまして市が管理する河川の護岸が被災をしておりますが、この復旧工事につきましても県企業局が対応しており、本市の費用負担はないと道路河川課から伺っております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。了解いたしました。

それから、ちょっと飛びまして167ページですけれども、先ほど、若干説明もありましたシティプロモーション推進事業の最後のひかりの魅力発信・発見支援交付金100万円ってありますけれども、これについて、具体的にこのような団体にとかいうふうなものはありませんでしょうか。

○佐々木企画調整課長

本交付金は、多様な市民目線でまちの魅力を発掘するとともに、効果的に発信するイベント等を企画する市民団体等を募集し、支援するために交付するものでございます。

詳細は、今後、制度設計を進めてまいります。現時点で想定しているのは、市民団体から企画を募集し、審査により、市の魅力の発信やにぎわいの創出など、公共の目的に資するものを数件程度採用し、例えばですが、5件採用して上限20万円の実施費用の支援を行うといった形で、多くの魅力を発信する仕組みにしたいというふうに考えております。

企画の内容につきましては、海や山のほか、様々な地域資源を活用したイベントであったり、多世代交流などのまちの一体感を醸成するための取組などを想定しております。

本市の特性や魅力を独自のブランドとして発信して、まちへの愛着感をより高めていくプロモーション活動を市民の皆様とともに連携して進めることで、希薄となったつながりの再構築とにぎわいの創出を生み出してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。そういう形の募集をして、また集まる、そういう団体によって審査をするということで理解をいたしました。

それから、この予算書全体の話なんですけれども、今回、予算書の構成とか名称等の変更がありました。総務管理費の企画費の移住・定住促進事業とシティプロモーション推進事業のうちのふるさと光応援寄附金とふるさと光の会、これをまちひとネットワーク事業に名称を変更して残し、また、そのほかにつきましては、全て商工費の目として

シティプロモーション推進費を設け、そこに移動となりました。

特に、このシティプロモーション推進費をそういうふうな商工費に移動したということについての理由がありましたらお示してください。

○北川財政課長

予算書構成についてのお尋ねですので、私からお答え申し上げます。

別号議案でお諮りしております部制条例の参考資料にありますとおり、経済部関係に観光シティプロモーション推進課を新設し、シティプロモーションと移住・定住事業を所管することとされておりますことから、当該業務に係る予算を経済部が管轄する商工費に移したものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。組織の変更ということで理解しました。

もう一点、同じようなことですが、商工費の商工総務費の公共交通総務費、事務費の離島航路助成事業、それから、市営バス運行事業、民間バス運行助成事業、コミュニティ交通事業、それから、地域公共交通計画推進事業を都市計画費の目として公共交通費を設けて、そこに移動となっておりますけれども、公共交通費を土木費にした理由というものについてもお示してください。

○北川財政課長

先ほどと同じく別号議案でお諮りしております部制条例の参考資料にありますとおり、公共交通政策課につきましては、都市政策部に移管することとされておりますことから、都市政策を総合的に推進することとされております都市政策部の予算が主に属する土木費、こちらの都市計画費に新たな目を設けて移管したものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。それから、令和4年度までは説明欄の内訳がありました。それが令和5年度においては省略をされておりますけれども、上げましたら、41ページの議員報酬、79ページの選挙管理委員報酬、83ページの監査委員報酬、145ページの農業委員会委員報酬、183ページの公園整備工事、189ページの市営住宅整備工事、それから、同じく189ページの施設解体工事、191ページの消防団報酬につきまして、これまでは内訳がありましたけれども、令和5年度から、その内訳がなくなっておりますけれども、その理由がありましたらお示してください。

○北川財政課長

まず、予算書の内訳ということでお尋ねでございますけれども、予算書につきましては、基本的にシステムからの打ち出しとなっておりますが、委員お尋ねの箇所につきま

しては、全て職員が手入力をしている箇所でございます。

予算書の修正等ありましたら、再度また同じことを職員が入力するということもありまして、人的ミスの要因となりかねないことが、まず理由の一つでございます。

また、報酬につきましては、報酬条例に明記されておりますことから、また、工事箇所につきましては、予算案の概要の款別事業概要一覧、こちらに記載しておりますことから、予算書への記載を取りやめたというところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

状況がよく分かりました。最後ですけれども、予算説明書がありますけれども、これにつきましても、令和4年度までは、その他の参考資料として、主な事業の平面図が添付されておりましたけれども、令和5年度からは添付がありませんが、これは、予算説明書においては必要な資料ではないかと思いますが、添付がなくなったということについての理由もお示しくください。

○北川財政課長

予算説明資料の構成についてのお尋ねでございますので、私からお答えを申し上げます。

主な事業の平面図につきましては、道路の新設や整備などにつきまして、事業を実施する場所を分かりやすくするために添付しておりました。しかしながら、道路等の整備事業の減少に伴いまして、掲載する事業も年々減少してきておりまして、令和5年度につきましては、道路の新設もございませんこのため、予算説明資料への掲載を取りやめたところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

では、これは恒久的に添付しないというよりも、令和5年度にはなかったというふう理解してよろしいでしょうか。

○北川財政課長

その年の公共事業がどういった箇所が行われるかによって、また再度検討する余地もあるかと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

○西崎委員

65ページ、先ほど西村委員も細かく質問いたしましたが、ビジネスチャットツール導

入事業、これは、なんか県が音頭を取って、県下7市町が取り組むのに光市も参入したということで、174万3,000円ぐらいですから、私は、これは、インターネット時代にこれは迎えて仕方がないことだと思うんですが、問題は、同じ65ページにある行政情報化機械システム保守委託料、その前の同施設の賃借料、これが、両方足して1億8,600万円ぐらいになるんですよ。かなりの巨費なんですけど。

これは、先ほどの説明によると、物すごくいい制度なんですね。キャッシュレスで決済ができると。市税の納入とか、支所とか出張所の支払いもできるということですが、これだけの巨費を投じて、ネット時代に対応することをやるのに、クレジットカードで水道料、下水道料が支払えないと思うんだけど、まだ、依然として無理なんですか、できませんか、お尋ねします。

○岡村政策企画部長

下水道の関係につきましてもは所管外ということになるんですけども、基本的には担当課のほうでそういった取扱いについては判断をされるべきものだろうと思います。

以上です。

○西崎委員

今の件は、ちょっと事前に通告していなかったもので仕方がないと思いますけど、コロナで、なるべく現金を手から手に渡さないように、そして今、電力会社も、携帯の電話会社も、我々は、全部、今クレジットカードで支払いをしております、これがいい点はポイントがつくんですよ。非常にこの、ネットでも支払いができるんで、ぜひ、水道、下水料の支払いも、こういう制度でできるようにしてもらえたらと思います。

それと、今、ネットの関連で、市の業務ももうかなり、ハードもソフトも進んできております、問題は、総務費だけで年間3億2,000万円、これは福祉、それから、今の健康保険、住民課等を入れると、6億円も7億円も年間このネット代に、ソフト、ハードとともにかげんにやいけんようになっちゃうんで、これ、非常に私の頭痛の種なんですけど、少しでも使用料なり、ハードの賃借料、これを減らす方法というのは何かやっておられますか。

○藤井情報・DX推進課長

費用削減の取組についての御質問だと思います。

本市において、システムやネットワークの機器を更新する場合には、従来は、既存の導入業者への随意契約というような形で行ってまいりましたが、最近は、複数業者による見積り合わせや競争入札、こういったものを使って、なるべく競争を、原理を働かせて費用が削減が図れるような取組を行っております。

以上でございます。

○西崎委員

共同利用型クラウドシステム使用料7,200万円、これは4市1町で共同利用で、LA

Nで結ばれていると思うんですけど、共同利用をやっているということで、住民基本台帳とか印鑑証明とか、もちろん、これ要るんですけど、これは、従来に比べたら4割も削減をしたという話を聞いて、これはすごいと思うんですけど、そういうことができたわけですかね、お尋ねします。

○藤井情報・DX推進課長

共同利用型クラウドシステムへの御質問を頂きました。

共同利用型クラウドシステムは、市民サービスに直結した市役所の窓口業務において、住民票や所得課税証明書などの証明書等の発行、国民健康保険・介護保険の資格認定など、住民基本台帳から税・福祉分野にわたる30業務について、周南市、下松市、柳井市、阿武町及び本市の4市1町が共同で同一のシステムを導入したもので、本市においては、平成30年2月から利用を開始したものです。

本クラウドシステムへ移行したことにより、システムの使用料や保守管理委託料などの経常経費について、従来の自庁に単独で整備した場合の想定費用と比較して算出すると、約年間6,000万円の費用削減効果が出ているというふうに見込んでおります。

費用削減効果が維持できるよう、引き続き、共同利用型クラウドシステムの効率的な運用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西崎委員

これは、年間6,000万円の経費が節減できたというのは、私は、すごいことで、これは代々のにもっと発表してもいいと思うんですよ。

それから、65ページのデジタル専門人材派遣負担金500万円というのがございます。これは、光市で既にこういうデジタルの専門の正職員を1名採用し、さらに、この事業は東京都からリコーの社員を月に8日ほど光市に来てもらって、いろいろな助言アドバイザーを受けると。令和4年度から開始しているということなんですけど、いずれ、光市でも正規のこれが、リコーに頼らなくてもできるような職員の育成というか、これ、方向あるんでしょうか、将来の採用方向。

○岡村政策企画部長

職員の採用関係でございますので、基本的には総務ということになると思うんですが、その部分については。

ただ、担当課のほうでもいろんな研修活動とかそういうものを通じて、職員の資質向上とかそういったものに努めております。そういった努力はしっかりさせていただいているところでございます。

以上です。

○西崎委員

私も県庁定年前の一、二年、全部、休暇から出張から服務から全部このデジタルにな

ったんで、これは、早う辞めんにゃいけんなと思って、早う辞めてよかったと思っちよるんですけど、今、もう本当、インターネットなり、このデジタルに対応できないと、市の行政ができない時代になっております。

それで、業者に頼れば、今のようにかなりの膨大な事業費が要るということになって、私もこれ悩ましい問題だと思っているんですけど、ぜひ、経費の縮減につながるような方法があれば、随契じゃなしに指名競争入札とか導入できれば、ひとつお願いしたいと思っております。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

3 環境部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第1号 令和5年度光市一般会計予算〔所管分〕

説 明：周田環境政策課長、小山環境事業課長、山口下水道課下水道技術担当課長 ～
別紙

質 疑

○仲小路委員

それでは、119 ページのところですが、環境衛生総務事務費の環境審議会委員報酬 215 万円でありますけれども、これが 14 人ということでありまして、これは令和5年4月から令和7年3月末までの任期になっておりますけれども、これは公募が1名出ておまして、令和5年2月28日までの期限で行っていましたが、この13名については決まっているということでしょうか。その経緯も併せて、またこの公募の1名はどのようなになりましたでしょうか。

○周田環境政策課長

環境審議会委員についてお答えいたします。

審議会は、光市環境審議会条例において、委員 14 人以内をもって組織するとされ、さらに施行規則において、委員の定数は学識経験のある者 4 人以内、事業所の代表者 4 人以内、市民・民間団体等 6 人以内とされております。この規定に基づき所管において、候補者を選定いたしますが、選定に当たっては、審議会という性格上、専門性や連続性をある程度考慮しつつ、時代に伴う環境問題に対応する新たな委員の選出についても検討した上で、候補者を選定するとともに、公募委員の人数についても決定しているところでございます。

次に、公募の状況でございますが、2月末を期限に、公募委員1名の募集を行ったところ、数人から応募があり、庁内の選考委員会において現在審査を行っております。こうした公募委員も含めた、令和5年4月1日からの新委員の選任の手続について、現在進めているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。状況を確認させていただきました。

それから、予算書の 121 ページになりますけれども、先ほど若干の説明がありましたけれども、自然敬愛環境基本計画推進事業の下から3段目の省エネ家電購入支援補助金 500 万円、これにつきましては、当初からエアコン、あるいは冷蔵庫の省エネ性能が高いものということと言われておりましたけれども、これにつきまして実際に補助内容、また開始時期、またお知らせなどの動きがありましたらお示しください。また、実際にはこれをどれが省エネに対応するかということにつきましての基準、あるいはまたどうい

う機種を対象とするかという、その辺についてお示してください。

○周田環境政策課長

省エネ家電購入支援補助金についてお答えいたします。

まず、補助内容でございますが、省エネ法に基づく省エネ基準達成率が一定以上の家庭用エアコン及び冷蔵庫を市民が市内の販売店で買い替え、自らが居住する住宅に設置する場合、購入費の4分の1に相当する額で、1世帯あたり最大5万円を補助するものです。

省エネ性能が高いとは、省エネ基準達成率が一定以上であることとしますが、その基準率については現在検討中でございます。

それから、開始時期でございますが、現在詳細な制度設計中ございまして、来年度なるべく早い時期に開始することで準備を進めているところでございます。

次に、周知方法につきましては、市広報紙やホームページへの掲載、SNSでの啓発に加え、市内家電販売店に対し、制度の周知とともに、チラシの配布のご協力をお願いする予定でございます。

最後に、対象機器の指定でございますが、省エネ基準達成率が一定以上の製品が要件であり、機種の指定は考えておりません。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。状況を確認いたしました。スムーズな施行ができるように願っております。

それから、同じく今の121ページの1個下の欄のエコスタイルサポート補助金ですけれども、これにつきましても先ほど500万円について説明がありましたけれども、これの具体的な補助の対象につきましては確認しましたので、補助内容、またそれから開始時期、またお知らせの方法などが決まっていましてお知らせください。特に、これにつきましては、令和4年度のエコライフ補助金というのがございましたけれども、これも実際に300人ぐらいの方にお聞きしましたけれども、知らない人が非常に多いという状況が分かりました。直接チラシを案内しましたけれども、市民全体でも同じように知らなかったということがあるのではないかと思います。

そこで、先ほどの省エネ家電購入支援補助金と併せまして、より多くの市民に周知するための方法をまた検討していただけたらと思います。この辺についてよろしく申し上げます。

○周田環境政策課長

エコスタイルサポート補助金についてお答えいたします。

今一度補助内容でございますが、補助の対象は、ZEHの要件を満たした住宅の建築、断熱材、複層ガラス及び二重サッシ、高断熱玄関扉といった既存住宅の高断熱化につながるリフォーム、LED照明設備への交換、宅配ボックスの導入としております。

まず、Z E Hでございますが、太陽光発電による電力創出、省エネルギー設備の導入、外皮の高断熱利用などにより、生活で消費するエネルギーよりも生み出すエネルギーが上回る住宅を言い、国において導入促進のための補助制度がございます。この補助制度の交付決定を受けたことを要件とし、10万円を補助することとしております。

次に、断熱材、複層ガラス及び二重サッシ、高断熱玄関扉につきましては、それぞれの購入設置費用が10万円以上の場合、それぞれ5万円を補助することとしております。

次に、LED照明設備は、購入設置費用の3分の2を上限に、1基1万円から最大で5基5万円まで、さらに1回目の補助額と合わせて5万円までを補助する2回目以降の申請も可能としております。

最後に、宅配ボックスについては、アンカー等で固定する固定型のものは、工事費を除いた経費の2分の1を上限に2万円まで、ワイヤー等で固定する簡易型のものは、対象経費の2分の1を上限に5,000円まで補助することとしております。

開始時期でございますが、現在、詳細な制度設計中でございます。来年度、なるべく早い時期に開始することで準備を進めているところでございます。

周知の方法につきましては、先ほどと一緒ににはなるのですが、市広報紙やホームページへの掲載、SNSでの啓発に加え、市内家電販売店やリフォーム工事ができる業者等、対象と思われる事業者に対し、制度の周知とともにチラシの配布のご協力をお願いする予定でございます。特に広報紙の活用につきましては、令和4年度については、5月号の裏表紙への掲載や、12月号における省エネ特集としても掲載しております。来年度においても、様々な機会を捉えて、なるべく多くの方の目に留まるよう、周知に努めてまいります。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。細かい説明ありがとうございました。これがいかに皆様に伝わるかというのが重要な状況でありますけれども、広報紙につきましても、前回、裏表紙にありながらなかなか知らないという、そういう状況もありました。表の表紙が使えるかどうかというのは、これはまた企画政策部との関係もありますけれども、なるべく皆さんに目立つような、そういうお知らせを願いたいと思います。

それから、131ページですけれども、特定外来生物対策事業のうちの光市アルゼンチンアリ対策協議会負担金ですけれども、今年度は補正予算で52万3,000円が出ておりまして、今回、令和5年度が156万円となっておりますけれども、この違いについてお示しく下さい。

○周田環境政策課長

光市アルゼンチンアリ対策協議会負担金の令和4年度予算との違いについて御説明いたします。

令和4年度は室積地区において年間6回の一斉防除を実施し、そのうち前半3回の一斉防除については、地元と協働による市協働事業提案制度を活用、後半3回の一斉防除

については、国の生物多様性保全推進支援事業を活用し、実施したところでございます。

こうした令和4年度の防除に係る予算は、市協働事業分として消耗品費 20 万円、交付金 20 万円、国の交付金事業分として協議会負担金 52 万 3,000 円、合計 92 万 3,000 円としたところです。また、令和4年度の国の交付金は団体への直接交付であったため、国の交付金決定額 39 万円合わせて年間通した事業費は 131 万 3,000 円となっております。

令和5年度においては予算 156 万円としておりますが、まず国の交付金について、令和5年度は市を通じた間接交付となることから、国の交付金分も含めて計上しているところでございます。令和5年度の取組につきましても、年間6回の一斉防除を実施する予定ですが、全6回分を国の交付金事業を想定した防除対策の強化に取り組むこととしておりまして、具体的には、道路等への薬剤設置の密度を高めるとともに、状況に応じて液体殺虫剤も併用するなど、より防除効果が高まるような取組としており、令和4年度と比較して必要経費が高くなっているものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。今年度との違いにつきまして、よく理解いたしました。

それから、同じく 131 ページのところの放置自動車対策事業につきまして、放置自動車対策協議会委員報酬9人で4万 6,000 円とございますけれども、実際にこの放置自動車対策協議会の委員構成、また協議会の開催についてお示してください。

○周田環境政策課長

放置自動車対策協議会についてお答えいたします。放置自動車対策協議会の委員は、条例において、自動車について専門的知識を有する者、関係行政機関の職員、本市職員、その他、市長が必要と認める者のうち、10人以内で組織するとされております。

本市においては、自動車の専門的知識を有する者5人、本市職員1人、放置自動車に関係する団体関係者4人、合わせて10人を選定しております。

次に、開催でございますが、協議会は条例において、放置自動車の廃物の判定及びその基準を審議するために設置されておりますが、現在、開催が必要となる事例はございません。

以上でございます。

○仲小路委員

そういう状況を確認しました。

現在の放置自動車の状況についてどのようになっていますか。お示してください。

○周田環境政策課長

今現在の放置自動車の状況でございますが、現在1台の放置自動車を発見しており、自動車が放置された市有地の所管課において対応しているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

それから、137 ページですけれども、項目としましては清掃総務費なんですけど、上から、137 ページの4段目の山口県廃棄物処理施設整備促進協議会負担金 6,000 円と金額は少額でありますけれども、この山口県廃棄物処理施設整備促進協議会というのはどのような団体でしょうか。

○小山環境事業課長

山口県廃棄物処理施設整備促進協議会につきましては、廃棄物処理施設の整備促進等を目的に、県内の市町及び一部事務組合で構成をされており、毎年、国に対し廃棄物処理施設に関する陳情・請願等を行っております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

それから、最後ですけれども、同じく 137 ページの不燃物・可燃ごみ等収集事業の中の指定ごみ袋取扱委託料がありますけれども、これが今年度は 4,800 万円程度で、約 1,000 万円以上の増加となっておりますけれども、これについてどのような要因があるかお示してください。

○小山環境事業課長

指定ごみ袋取扱委託料について予算が増大している主な要因といたしましては、原材料の高騰などにより作成単価が上がったことによるものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

単価の上昇ということで、物価高騰によるものと理解いたしました。

以上です。

○西崎委員

仲小路委員の追加質問になると思うんですけど、まず、121 ページ、省エネ家電購入支援補助金でございますが、これはずばり、エアコンと冷蔵庫の購入に充てられる補助金というふうに今伺いしましたが、これは補助率は1世帯5万円が上限だということですか。補助率は何%なんですか。

○周田環境政策課長

購入費の4分の1に相当する額で、1世帯あたり最大5万円としております。

以上です。

○西崎委員

4分の1ということになると、20万円以上のエアコン、または冷蔵庫ということになりますね。

次に、購入先は市内というふうに今おっしゃられましたが、実は、最近ではインターネット等で購入する人が非常に多いので、この辺は次年度以降の改善点というか、検討事項にしてもらいたいと思います。

次に、そのページの1つ下のエコスタイルサポート補助金です。これは、実は国交省がかなり分厚い100年住宅とかなんとかいってうたって、住宅建設、リフォームで相当な補助金が出る制度、また税金も控除があるという制度があるのですが、これとの兼ね合いは検討されましたか。

○周田環境政策課長

ZEHとリフォーム事業については国を上げて進めているところでございます。

要件としましてZEHは国の補助金を受けた方の上乗せ補助金としております。リフォームについては国の補助金を受けてなくても、市の方は対象としておるところでございます。

以上でございます。

○西崎委員

国の補助制度の光市としての上乗せ補助金だということでも分かりました。さらに詳しい制度だということでもございますが、もう一つ、これは断熱性能が高いドアとかサッシ、そういうふうな1件ずつの個別補助、またはまとめたリフォーム、こういったものが両方とも対象になるような説明でございましたけど、それで間違いはないですか。

○周田環境政策課長

まとめて補助もございまして、それぞれの補助でも対応しております。

以上でございます。

○西崎委員

私、これちょっと聞き漏らしていたのかもしれませんが、500万円の1世帯当たりの上限というか、これは金額幾らでございますか。

○周田環境政策課長

このエコスタイルサポート補助金につきましては、上限というのはそれぞれの設備ごとに設けておりますので、世帯あたりの上限というものはございません。

以上でございます。

○西崎委員

リフォームなんか相当、今 1,000 万円を超えるようなリフォームがあるので、500 万円の補助金予算額ではひよっとしたら少なくなるかもしれないというふうな懸念をしているわけです。だから、個別というか、またはリフォームの場合、1 事業上限何百万円ということ決めないと、これは早い者順になる可能性があります。その辺いかがですか。

○周田環境政策課長

リフォームということでございますが、断熱材、複層ガラス及び二重サッシ、高断熱玄関扉につきましては、それぞれ購入設置費用が 10 万円以上の場合、それぞれ 5 万円を補助することとしておりますので、3 つやれば 15 万円の補助ということになっております。

以上でございます。

○西崎委員

分かりました。大規模なリフォームの場合は、ちょっとこの事業では賄い切れないというおそれがあるということを知りました。

では、次に参ります。

131 ページの特定外来生物対策事業、光井地区と室積地区で 186 万円組んでいらっしゃるのですが、光井の消耗品費 30 万円は、これ、全額薬剤費の購入と考えてよろしいですか。

○周田環境政策課長

ほぼ薬剤費になっておりまして、一部はモニタリング調査をする際の消耗品、脱脂綿とかそういうものも含まれております。

以上でございます。

○西崎委員

室積地区の対策協議会に対する負担金 156 万円と上がっておりますけど、これはいろいろおっしゃられましたけど、156 万円のうち薬剤の購入金額はまとめて幾らになるのですか。会議費以外。

○周田環境政策課長

およそでございますが、薬剤は 150 万円となっております。

○西崎委員

私も室積の東之庄に、今アルゼンチンアリの一番多いところですが、畑を作っております、地域の民家の方と話を聞くと、最近非常に何か効果があったのか減っていると。私も畑に行くと、後ろまでアリがもう溺れていっとった。今はそういうことはないのか、かなり効果はあるというふうに思っておりますので、引き続き事業の継続をしてもらい

たいと思います。

次は、137 ページの海岸清掃委託費でございますが、819 万 5,000 円、これは業者に市の持っているビーチクリーナーですか、これを活用してもらって清掃を委託しているということでございますけど、年の出動回数は大体何回ぐらいですか。

○小山環境事業課長

海岸清掃の内容ということで、お答えしたいと思います。海岸清掃につきましては、基本的には月 10 日の 2 人体制で行っております。7 月、8 月海水浴シーズンになりますと、海水浴客の安全確保の観点から月 26 日の 4 人体制で作業を進めております。

清掃場所につきましては、虹ヶ浜、室積、及び西ノ浜、象鼻ヶ岬海岸の一部を清掃することとしております。

なお、ビーチクリーナーにつきましては、7、8 月の海岸清掃時に精度の高い清掃を行うため使用しております。

以上でございます。

○西崎委員

虹ヶ丘、室積海水浴場はもちろんなんですけど、プラス室積灯台の周辺の海岸清掃委託をしているのだというふうに聞きましたけど、これは本当ですか。また、業務の内容はいかがでしょうか。

○小山環境事業課長

室積海岸につきましては、その室積灯台あたりの海岸が清掃区域に入っているかどうかということにつきましては、機械が入る箇所につきましては、ある程度のところは網羅しておると思うんですが、委員さんが言われている場所がなかなか限定できませんので、そちらの方が清掃範囲になっているかは、ちょっと今お答えができません。

○西崎委員

分かりました。

次に、年間の回収するごみの量は何トンぐらいございますか。

○小山環境事業課長

3 年度実績で申し上げますと、全体で約 45 トンということになっております。

○西崎委員

その 45 トンのごみは、光市の処分料は負担で、これは公用無料だということでございますが、相当な量がやっぱり 1 年で回収されるということで、ちょっと認識を新たにしているわけです。

次に、139 ページ、まちかど環境美化推進委託料です。これは河川、海岸、主要道路が対象だというふうに聞いておりますけど、もしよろしければ委託業者名をお願いした

いのですが。

○小山環境事業課長

令和4年度につきましては、シルバー人材センターでございます。

○西崎委員

分かりました。これは随意契約ですよ、シルバー人材センターとの。

○小山環境事業課長

随意契約でございます。

○西崎委員

分かりました。不法投棄は、光市は多いのか少ないか、私、目にしているところであまりないので、この事業の効果がかなりあるのではないかというふうに思っております。捨てると無料になるテレビとか、ところどころ3台も4台も置いてあるところもまだあるんですけど、引き続きまちの環境美化については取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○西村委員

それでは、何点か確認も含めてもう少し教えていただければと思うのですが、先行委員が先ほどから質問をしておることについて、予算書の131ページ、特定外来生物対策事業について、消耗品費、光市アルゼンチンアリ対策協議会負担金、両方も御説明をいただいたところではあるのですが、光井地区も新たに今年から取り組むということで、新年度の取組の予定など、そのあたりがあればもう少し詳細をお伺いしたいのですが。

○周田環境政策課長

特定外来生物対策事業については、特定外来生物であるアルゼンチンアリの防除に対する予算を計上したものでございます。委員お尋ねの光井地区の取組でございますが、現在、地元関係者と協議調整しながら、防除計画の策定を進めており、来年度のできるだけ早い時期に計画に沿った取り組みに着手できるよう取り組んでおります。そのため、現時点で詳細な取組内容を申し上げることはできませんが、防除に必要な薬剤の購入費用について、消耗品費30万円を計上したところでございまして、光井地区についてもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。地元との協議中というところで、なかなかまだ予算とか数字の面に出てこないところも多いかと思いますが、地元のアルゼンチンア

リに対する認知というの、これはどうなるか分からないですけど、進めていけばなのか、いるという事実はあるわけですから、そのあたりしっかり地元の協力を得られるように動いていただければなというふうをお願いをしておきます。

続きまして、予算書の 137 ページ、3 R 推進事業についてなんですけれども、先ほどリサイクル事業補助金について、雑がみは 1 kg 当たり 5 円で、瓶、缶、その他が 1 kg 当たり 2 円というふうに単価についての御説明があったと思うのですが、この補助金のそれぞれどれぐらいの何 kg ずつというか、雑がみがどれぐらい、その他がどれぐらいというふうに積算をしているのか、そのあたりもう少し教えていただければと思います。

○小山環境事業課長

リサイクル推進事業補助金の積算根拠につきましては、1 キログラムあたり 5 円となります雑がみ類は約 25 トン、1 キロあたり 2 円となります新聞などの紙類や瓶、缶類で、雑がみ以外については 640 トンを見込んでおります。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。ちなみに、もう少し教えてほしいのですが、この雑がみが 5 円で、その他が 2 円となって、この単価に違いをつけている理由というのは、何かあるのでしょうか。そのあたりをお伺いします。

○小山環境事業課長

この単価の差につきましては、雑がみ類につきましては、可燃ごみとして燃やすものの方に入ることが多くございます。それをいかにリサイクルに回すかという観点で、単価を若干高くしてリサイクルの方に回していこうということで単価を上げております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。そういう意味で単価を上げて、よりリサイクルのほうに回していただくという取組と理解をいたしました。ぜひその取組を、これ関係の自治会であったり、いろんな団体だと思っておりますけれども、広く周知を図っていただければなというふうに思います。

それから、同じく 137 ページのごみ収集処理委託料について、不燃物・可燃ごみ等収集事業の中のごみ収集処理委託料について、これも先ほどから少し説明はあったと思うのですが、もう少し積算の根拠をお聞きしたいなと思います。というのも原料価格の高騰であったり、委託する業者にもある程度増加をして、金額の増加をしないと業者というの厳しい側面があると思うので、そのあたりの考慮をされたのか、その状況も含めましてお伺いしたいと思います。

○小山環境事業課長

ごみ収集処理委託料の積算についてということでございますが、これにつきましては、予算要求時において燃料価格等を参考に積算をしておりますので、若干考慮はしておるということで、御理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。それで考慮をされた結果、若干というか、結構上がっているというふうに認識をいたしました。

これの不燃物・可燃ごみ等収集事業のうち、予算説明書の該当するところ、26 ページを見てみますと、大体 2,000 万円ぐらいこの事業が増額をしておるのですけれども、この収集委託料、そしてさっきの先行委員の答弁の中にあつた指定ごみ袋の委託料の増加、これが主かとは思ふのですけれども、それ以外に何か主要な要因というのがあれば教えていただければと思います。

○小山環境事業課長

委託料以外の主な増額の要因ということでございますが、これにつきましては、再任用職員の退職に伴い、会計年度任用職員を 1 名増としたことによるものでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。会計年度任用職員が 1 名増えたというところで理解をいたしました。

それから、もう一つ、同じく 137 ページの塵芥処理管理事業のうち燃料費が 300 万円というふうに計上をされておるのですけれども、こちらは昨年と同額を見積もっておるというふうに認識をしておるのですが、これこそ燃料価格の高騰であったり、そういったところで増額の必要があるのかどうか、そのあたり考慮をされたのかどうかをお伺いいたします。

○小山環境事業課長

燃料費についてということでございますが、これは主に塵芥車の燃料費でございます。塵芥車につきましては、日々のごみ収集が滞ることのないよう、当初からある程度の予算の確保に努めており、現予算で対応できると見込んでおりますことから、このたびは増額をいたしておりません。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。しっかりと考慮をされた上で、燃料費の増額は必要ないというふうに判断されたと認識をいたしました。ありがとうございます。

以上です。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○中本委員

それでは、1点だけ質問させていただきます。

深山浄苑についての質疑ですので、予算書は139ページ、予算の説明資料では26ページ、上段の汚水処理共同化事業の中での令和4年度の予算化をしておりますけれども、令和5年度の予算化がありませんし、現状ではどういう進捗状況か教えてください。

○山口下水道課下水道技術担当課長

委員お尋ねの汚水処理共同化事業につきましては、周南流域浄化センター内に設置するし尿等受入施設の実施設設計の作成業務を令和4年度に着手し、作業を進める上で、山口県などの関係機関との協議調整に期間を要したため、事業費の一部を令和5年度に繰り越すこととさせていただきます。

よって現在、実施設計を鋭意進めているところでございますが、今後、工事費の算定に必要な設計部分が出来上がりまして、精度の高い工事費の算定を行った段階で、補正予算の計上をさせていただくことを考えております。

以上でございます。

○中本委員

深山浄苑の施設搬入路が災害によって搬入、進路ができなくなって、浄化センター内に下水処理施設を共同化しようというこの計画でありました。一応、この計画書の中では、令和5年度から令和7年度が工事というふうな計画となっております。令和8年度、供用開始というふうになっておりますので、十分この供用開始に間に合う予定でありますか。ちょっとその辺をお願いいたします。

○山口下水道課下水道技術担当課長

はい。ただいま委員から御案内がございましたとおり、今後のスケジュールでございますけれども、令和5年度から6年度にかけて土木建築工事を先行実施いたしまして、令和6年度から7年度にかけて機械電気工事を行う予定としております。そして、令和8年度での供用開始を目指しておりますので、こちらのスケジュールに影響がないよう進捗管理に努めてまいります。

以上でございます。

○中本委員

令和8年度の供用開始に間に合うということですので、安心をいたしております。この整備の中身については、おおむね9億円程度の工事予算、費用に係るということでありました。したがって、現状では非常に原材料高の高騰、あるいは物価高が上が

っておりますので、そのことも加味しながら、しっかり費用も精査しながら、早くこの工事が実地できますようによろしく願いをいたします。

以上であります。

○早稲田委員

1点質問いたします。

予算書の121ページ、ひかりエコシティ・ネットワーク交付金、先ほど温暖化協議会に対するというようなことを伺ったのですけれども、こちらについて説明をお願いいたします。

○周田環境政策課長

お尋ねの光エコシティ・ネットワーク交付金は、市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化に取り組む目的で組織されております光市地球温暖化対策地域協議会に対する交付金でございます。取り組み内容としましては、エコスタイルセミナーの開催、省エネ活動キャンペーンの実施、市内小学校への地球温暖化防止に関する出前事業の実施など、市民に対する環境意識の定着を図るための活動を行っており、こうした活動に要する経費の一部を市から交付しているものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

光市民に対する環境意識を高めるための交付金ということで、学校等にも出前授業で行くということで、よろしく願いいたします。理解いたしました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第8号 令和5年度光市下水道事業会計予算

説 明：邊見下水道課長、山口下水道課下水道技術担当課長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

それでは、予算書の4ページですけれども、他会計負担金の一般会計繰入金5億3,079万7,000円ですけれども、これは年度によってかなりの変動がありますけれども、これの算出の基準というのがありましたらお示してください。

○邊見下水道課長

光市の下水道は、汚水は下水処理場へ、雨水は川や海に直接放流することの方式の分

流式下水道として整備したことから、国の繰出基準に基づき、使用料で賄うことのできない原価償却費や、企業債利息などの経費に対する繰入金として、約4億9,740万円を見込んでいます。

また、不明水対策経費、下水道の水質保全に係る経費、水洗便所普及費に係る繰入金として、合わせて約2,100万円を見込んでおり、これに加えて、下水道事業のために発行した企業債のうち、普及特別対策事業など地方財政支出のある企業債利息に係る繰入金として、全体で約630万円。浄化槽整備に係る事務、し尿等受入れ整備など、下水道事業以外の事務に対する繰入金として、約600万円を見込んでいます。

以上になります。

○仲小路委員

明細が分かりました。ありがとうございます。

それから、同じく次の5ページですけれども、管渠費の委託料ですけれども、2,142万9,000円となっておりますけれども、ここ最近の金額と比べまして、今年度も1,492万5,000円ですけれども、これが大きく増額している要因についてお示してください。

○山口下水道課下水道技術担当課長

委員お尋ねの管渠費委託料の増額の主な要因といたしましては、平成10年に導入しました下水道台帳管理システムが約25年経過し、システムが老朽化しておりますことから、新システムに更新するため、再構築業務委託料として600万円を計上したことによるものでございます。以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。今年度のシステムの入替えということで確認をいたしました。

それから、7ページの業務費の委託料、同じく5,769万1,000円となっておりますけれども、これは令和3年と令和4年は5,379万3,000円、同額で、今年度は上がっておりますけれども、これは何かそういう見直しとか、そういう決まりがあるわけでしょうか。

○邊見下水道課長

業務費には、下水道事業の徴収事務に要する費用を計上していますが、お尋ねの委託料の増額については、令和5年度中に実施されるインボイス制度に対応するため、単年度のみに必要な経費を計上したものです。

具体的には、下水道事業会計において行う下水道オンラインシステムの改修費用や、利用端末の更新に伴うセットアップ費用に加え、現在の委託業者に設置しているサーバーとのデータ通信を使用しているNTTのISDN回線が廃止予定されたことに伴い、VPN回線への切り替えを行うことから、臨時的に経費が400万円の増となったものです。

以上になります。

○仲小路委員

分かりました。

それと併せまして、その4行下の負担金ですけれども、これが445万8,000円となっておりまして、使用料徴収負担金ですけれども、令和2、3、4年がずっと50万円で、5年度のみ上がっているということについての状況をお示してください。

○邊見下水道課長

下水道使用料につきましては、水道局が同時徴収を行っておりますが、令和5年度に水道局が所管する上水道事業会計において、上下水道料金の同時徴収に係るインボイスへ対応をするため、上下水道料金システムを改修し、納付書の読取を行うOCR機器を更新することから、下水道事業会計において、水道局との協定に基づき、上水道会計で計上する費用の2分の1を負担するもので、臨時的な経費が約400万円、負担金として増になったものです。

以上になります。

○仲小路委員

確認ですけど、これは5年度のみ増額ということによろしいでしょうか。

○邊見下水道課長

5年度のみ増額になります。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

それから、次の8ページ一番下の行の流域下水道管理運営費負担金ですけれども、この金額につきましても、令和2、3、4年につきましては3億五、六千万円程度なんですけど、今回増額をしておりますけれども、要因がありましたらお示してください。

○邊見下水道課長

本市の下水の処理は、山口県が管理する流域下水道の周南浄化センターで行っていますが、電力価格の高騰に伴い、下水処理に係る県予算が増額される見込みとなったことから、これに伴い、本市負担金についても予算の増額を見込んだものとしております。

○仲小路委員

分かりました。

それから、先ほど説明はありました13ページのポンプ場の建設改良費ですけれども、これは室積ポンプ場の電気、あるいは機械の設備でありますけれども、これは令和5年度で完了するという予定でしょうか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

室積汚水中継ポンプ場の改築につきましては、現行のストックマネジメント計画の中におきましては、5年度で完了するものとなっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

○早稲田委員

令和5年度光市下水道事業会計予算参考資料の7ページ、8ページで、工事の概要のところでは工法があるんですけど、布設替えと管更生とは、ちょっと先ほどは伺ってはみたのですが、どのように工法が違うのでしょうか。また、それぞれの工法に決めた理由などがありましたらお示しください。

○山口下水道課下水道技術担当課長

改築工法の布設替えと管更生の違いについて、もう少し詳しく御説明申し上げますと、まず、布設替えでは、地上から掘削を行い、既設の古い管を撤去しながら、新たな管を布設していきます。平面的な位置は既設管と同じ位置を基本としますが、掘削等により周辺家屋や先行埋設物等に対する影響が考えられる場合は、既設管と別の位置に布設する場合もございます。

これに対して、管更生では何種類かの工法がございますが、代表的な例として、特殊な樹脂製の素材である、更生材というものをを用いまして、まずこれを柔らかくした状態で、地上から掘削は行わずに、既存のマンホールから既設下水道管の内側に引き込み、圧力を加えて拡張し、既設管の内面に密着させ、その後、加熱などをして樹脂を硬化させ、新設管と同等以上の強度及び流下能力を確保するものでございます。

次に、それぞれの工法の決め方でございますけれども、実施設計の段階において、それぞれの工法で概算を算出しまして、経済比較を行います。その際に、事前調査で行ったカメラ調査による既設管の劣化状況や、既設管の高さにズレやたるみなどの変化が生じていないかを確認し、現在の状況を踏まえた上で、総合的に布設替えか管更生になるかを判断いたしております。

以上でございます。

○早稲田委員

専門的な細かいことまではなかなか理解は難しいのですが、実際に掘削しなくてもそういった特殊な樹脂をマンホールから挿入することで、圧力等をかけて中から固めていくというような、そのような工法もあるということで、大変勉強になりました。また、経済比較など、カメラ調査などを行って比較されて工法を決められているということで、いろいろ予算との関係もあるのでしょうかから、いろいろな工法を研究しながら適したものを使っただけでするようによろしくお願いします。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) 報告事項

①光市下水道事業経営戦略（令和5年度～令和14年度）（案）

説 明：邊見下水道課長 ～別紙

質 疑：なし

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

4 市民部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第16号 光市国民健康保険条例の一部を改正する条例

説 明：中田市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第1号 令和5年度光市一般会計予算（市民部所管分）

説 明：讚井地域づくり推進課長、山根生活安全課長、川部室積出張所長、杉本税務課長、中田市民課長、福原人権推進課長 ～別紙

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

質 疑

○西崎委員

63 ページの最上段、自治会集会所等建設補助金でございます。これは、令和4年度の予算額と比べると物すごく減額しているような気がするんですが、令和4年度は幾らだったのですかね。

○讚井地域づくり推進課長

令和4年度の当初予算額は、今年度と同じく100万円でございます。
以上でございます。

○西崎委員

精算額では幾らに増額になりましたでしょうか。

○讚井地域づくり推進課長

今年度の決算額につきましてはちょっと分かりません。
以上でございます。

○西崎委員

私の記憶では、戸仲の自治会の建て替えだけでも750万円ぐらいあったような気がするんです。ほかの3つかな、集会所の補修代金を入れると千数百万円になったと思うん

ですけど、あれは令和3年度の間違いですかね。

○讚井地域づくり推進課長

令和3年度の決算額でいきますと、決算額が712万8,000円と。その中に、戸仲の集会所が約574万円、そのほかの自治会の修繕等を行っております。

以上でございます。

○西崎委員

この自治会集会所の建設補助金の積算の根拠というのは、前の年に要望があった自治会のものを積み上げて、そして、これを予算計上するわけですか。それとも大体1,000万円なら1,000万円を仮置きしておいて、そして、その中から出していくような方法になるんですか。どっちなんですか。

○縄田市民部長

自治会集会所等建設補助事業でございますが、これは毎年100万円ということで頭出しで計上しております。

以上です。

○西崎委員

だから、100万円を仮置きしておってもいいんだけど、その途中、陳情・要望があったら、令和3年みたいに1,000万円を超えることがあるわけですか。どっちなんですか。

○縄田市民部長

新築とか大きい金額のときは当然100万円を超えますけど、小規模な修繕等であれば100万円の予算の範囲で収まる年度もあります。

以上です。

○西崎委員

いや、この間、私の自治会のほうで急遽、臨時集会があつて行ったら、全面建て替えをします。市のほうに自治会長が交渉しておつて、大丈夫だという話で、これは見ると聞くとは大違いなので、その辺はどうなっておるんだろうと思つてちょっと聞いてみたわけです。増額の余地というのはあるんですか。

○縄田市民部長

年度途中で建替え等の申請がありました場合は、その内容を精査しまして、金額等が適切であるということになりましたら、補正予算を計上するという形にしております。

以上です。

○西崎委員

分かりました。そういう方法であるということを確認いたしました。ありがとうございます。

○西村委員

それでは、何点か、高額なために積算根拠について幾つか教えていただきたいんですけども、予算書の 59 ページ、地域づくり推進事業の中の地域づくり推進事業交付金、これについて説明がございましたけれども、もう少し詳細な積算の根拠、これについて教えていただければと思います。

○讚井地域づくり推進課長

地域づくり推進事業交付金は、地域の自主的な活動を支援するために、コミュニティ関連事業や生涯学習関連事業を実施するにあたりまして、市内 12 地区の各コミュニティ協議会に対して交付金を交付しているものでございます。

以上でございます。

○西村委員

各 12 の協議会にそれぞれ金額をお渡ししておると思うんですけども、それぞれどういった計算というか、根拠でそれを渡しているのか、その辺りも少し教えていただければと思います。

○讚井地域づくり推進課長

交付金の算出根拠でございますが、これは各地区の人口規模に応じた基本額並びに世帯数割を基本に、義務的経費として、人権推進事業、それからクリーン光等の経費をそれぞれ加算して積算をしているところでございます。

以上です。

○西村委員

ありがとうございます。ということは、各地区の人口規模に応じて、あるいは世帯数に応じて一定の割合というか金額を乗じて、それにそういった義務的経費とおっしゃいましたかね、義務的経費なるものとそれ以外のものを何か加算項目というものがあって積算をした結果と、そういった形の認識でよろしいでしょうか。

○讚井地域づくり推進課長

そういう意味合いでございます。

以上です。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

それから、同じく 59 ページの地域づくり支援センター管理委託料、これについても説明の中で、地域づくり支援センターの時間外であったりとか、そういったところの管理をお願いしているんだという説明がありましたけれども、これの積算の根拠、内訳についてももう少し教えていただければと思います。

○讚井地域づくり推進課長

地域づくり支援センター管理委託料につきましては、地域づくり支援センターの平日夜間や土日・祝祭日の貸し館などの来所者の窓口や電話対応、施設内外や設備等の点検確認、開錠・施錠などの鍵管理の施設管理業務に要する委託料となっております。

委託料の内訳でございますが、委託先であります光市シルバー人材センターが登録者に支払う分配金、手当の額ですが、これが 224 万 9,000 円、それと事務費として 22 万 5,000 円というふうになっております。分配金につきましては、一年で計 360 日、約 2,600 時間分で積算をしており、事務費は分配金の 10%という積算になっております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。シルバー人材センターさんのほうに委託をしていて、2,600 時間分で積算をしていると。ほぼ毎日ということに、閉館後とかですかね、貸し館業務とかもあると思いますので、そういったことで毎日何かしらしていただいているというところで、2,600 時間、理解をいたしました。

それから、次に 59 ページ、同じくなんですけれども、地域づくり支援センター管理事業、あとコミュニティセンター管理事業、これの光熱水費について、予算の中であんまり詳細な説明がなかったんですけれども、燃料価格の高騰であったりとか、そういったもので増額をされておると思うんですけれども、その増額の内訳とか、そういった影響額、その辺りを少し教えていただければと思います。

○讚井地域づくり推進課長

まず、地域づくり支援センターの電気使用料につきましては、昨年度比で 90 万円の増額を見込んでおります。コミュニティセンターの光熱水費につきましては、昨年度比で 248 万円の増加を見込んでいるところでございます。

以上です。

○西村委員

ありがとうございます。地域づくり支援センターで 90 万円、コミュニティセンター管理事業は全館で 248 万円ということでした。

それから、予算書の 61 ページのコミュニティセンター整備事業についての中の家屋調査委託料について、900 万円ほど計上されておるわけなんですけれども、先ほどの説明で、周辺の家屋であったり、そういった状況の調査だというふうな説明があったと思うんですけれども、これの委託に当たっての積算の根拠、どういうふうに数字を積み上

げたのか、その辺りが分かれば教えていただければと思います。

○讚井地域づくり推進課長

家屋調査委託料 900 万円でございますが、三島コミュニティセンター建設工事に伴う整備地周辺 10 軒分に対する、これは事業損失事前調査、家屋調査の委託料となります。委託料の積算ですが、積算基準に基づきまして、対象となる周辺家屋の構造や延べ床面積などとか、家屋ごとに調査に要する人件費、必要な経費を積み上げて積算をしているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。周辺の家屋 10 軒分に係る調査で、その積算の根拠に関しては面積、あとは建物の構造、そういったところによって若干異なるということと理解をいたしました。それを積み上げた結果がこの 900 万円ということだというふうに理解をいたしました。ありがとうございます。

それから、予算書の 65 ページの交通安全対策事業の中の交通安全施設設置工事について、昨年度と比べて 200 万円の減額となっておりますけれども、その差額に関して何か理由があればお伺いをいたします。

○山根生活安全課長

令和 4 年度につきましては、交通安全施設整備のために頂いた寄附採納金 200 万円がありまして、この部分が増額となっております。寄附の申出者の御意向に基づき、交通安全施設の整備に活用させていただき、特に薄くなった区画線の引き直しを重点的に実施したところでございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。あと、昨年度じゃなくて今年度との比較でした。すいません。寄附があった分の差額だということと理解をいたしました。

それから、予算書の 67 ページ、空き家等対策事業の中の危険空き家除却促進事業補助金についてなんですけれども、今年度と同額の、令和 4 年度と同額の予算が今回も計上をされておるわけなんですけれども、これまで委員会ですっと質問をしてきた様子からすると、恐らく令和 4 年度の利用は 1 件の利用があったというふうに思うんですけれども、この予算を今回使い切るためには、危険空き家のランク、C とか D とか、やっぱり状態が悪いものが主な対象になるというのはよく分かるんですけれども、積極的な利用というのを促進する、積極的に利用していただくためにも、要件の緩和などというのは少し、補助金の要件とか、兼ね合いはあると思うんですけれども、必要があるんじゃないかというふうに考えるわけなんですけれども、その辺りについて御見解をお伺いいたします。

○山根生活安全課長

危険空き家除却促進事業補助金につきましては、令和4年6月から募集を開始し、10月までを申請期間とさせていただいておりました。委員御紹介のとおり、1件の利用にとどまったところでございます。要件緩和の必要性につきましては、個人の資産に対する公費支出であること並びに、先ほど委員も触れられましたが、国から2分の1の補助金を受けて実施している側面もございまして、一朝一夕には要件緩和に踏み込むことが難しい部分がございます。

当面は、先ほどの予算説明でも触れましたとおり、固定資産税の納税通知書に空き家の適切管理のお願いや危険空き家除却促進事業の紹介を記したチラシを折り込むことや、倒壊危険性の高い家屋の所有者もしくは管理者に対しまして、訪問や文書送付等により、継続的にこの補助金の利活用を働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。おっしゃるように、そもそもが個人の資産というところで、やはり難しい側面もあろうかと思いますが、そうは言いながらも、対象となるところには引き続きしっかりと周知を頂いて、利用いただけるように引き続きの取組をよろしく願いをいたします。

それから、予算書の75ページなんですけれども、もう少し詳しい説明をお聞きしたい点で、市税等徴収事務費の中の市税過誤納還付金について、見込みの内容等、もう少し詳細を教えていただければと思います。

○藤本収納対策課長

過誤納還付金の主なものは法人市民税であり、毎年20万円を超える法人市民税を納付した企業は、次年度に予定納税申告をすることが必要となっております。その申告時に、前年度に納付した法人市民税のおおむね2分の1を予定納税とすることになっていきます。このため、業績悪化等の理由により、当該年度分の法人市民税の額が前年度に納付した予定納税額を下回った法人においては過年度還付が発生することになることから、毎年一定額予算計上しているものです。その他、市・県民税は修正申告や確定申告など、過年度分の還付が発生している状況でございまして、2,000万円の予算措置をしております。

以上です。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。市民法人税が主だというところで、予定納付をしたものの、翌年の業績とか、そういったものにもかなり左右をされるということで、なかなかこの数字のあれが難しいというので、毎年同じ金額が上がっているんだろうなというところで理解をいたしました。ありがとうございます。

それから、最後にもう一点、予算書の77ページ、住民基本台帳事業についてなんで

すけれども、この2月の末にマイナンバーカードの駆け込み申請で窓口がかなり混雑をしていたと、全国的にですけれども、かなりの駆け込みがあったという印象を持っております。今後は、その駆け込み申請のときに来たものがマイナンバーカードの交付、ポイントの付与が近づいて、機能期限が近づいてくる5月頃、これにかけてかなり多くなってくると。そして、窓口のかなりの混雑が予想されるといったことがあると思うんですけれども、そういったことを踏まえて増員であったりとかというものが必要になってくると思うんですけれども、その辺り、先ほどの当初予算の説明の中でも、6名の方がいらっしゃるというふうに答弁があったところではあるんですけれども、その辺りというのは考慮された上での数字なのか、それともこれから何かをするのか、その辺りをもう少し教えていただければと思います。

○中田市民課長

委員仰せのように、新年度になってマイナポイントの期限となる5月末までの間には、マイナンバーカードの交付事務が増加することが見込まれます。そのため、新年度の予算では、マイナンバーカード事務に係る事務補助員について、通常は3名で対応しているところですが、4月及び5月につきましては2名増員して5名体制で対応する予定として、その予算を計上しているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。既に考慮された上での人員の配置だということと理解をいたしました。ありがとうございます。

以上です。

○中本委員

それでは、空き家対策について若干質問をしていきたいと思っております。予算書の67ページです。

先ほど先行委員が質疑をいたしましたように、危険空き家除却促進事業補助金が250万円ついております。この根拠は先ほどの説明でよく分かりました。最近、非常に島田駅の利便性のいい場所でも空き家がどんどん増えている、こんな状況であります。町なかでの空き家が増えているという状況でありますので、こういう事業費を予算化した以上は、効果が出るような対策をしていかなければいけないというふうに思います。確かに個人の資産でありますので、なかなかそこに踏み込めないというのはよく分かりますけど、空き家がこれだけ増えた以上は、やっぱりこの補助金の事業予算を、効果を上げるということが最大の目的でないかというふうに思いますので、周知徹底をお願いしておきます。

それから、空き家の現状であります。令和元年度に空き家の調査をしておりますが、もう3年が経過しておりますので、今現状の空き家の戸数等は把握しておられますでしょうか。

○山根生活安全課長

その調査以後に調査をしておりませんので、現状の把握という部分についてはしておられない状況でございます。ただ、情報提供については相当数頂いておるところでございます。それについては、私ども職員のほうで現地調査等もさせていただいておるところでございます。

以上です。

○中本委員

現状では、令和元年度に調査しておりますので、データが古いんですけれども、そのデータに基づいて質疑をいたしましょうか。建物総数が3万2,895戸、空き家戸数が1,142戸と、空き家率が3.5%というような調査内容でありました。まず、空き家のデータベース化あるいは分布図等を含めて、ちゃんとデータ化あるいは台帳等は整理されておられますか。

○山根生活安全課長

私どものほうでデータ化はさせていただいております。非常に危険なものにつきましては、継続的に訪問であったり、文書送付であったりということで働きかけのほうはさせていただいておるところでございます。

○中本委員

分かりました。調査の中でAからEのランクづけされております。その他というようなランクもありましたけれども、Dが37戸、Eが30戸というような建物全体に危険な損傷が激しく倒壊のおそれがある、危険性が激しいと、それから、放置すれば倒壊当然するだろうというふうにランクづけの中で表記しております。それらで現状までに整理できたものがあれば教えてください。何件ぐらい整理できたかということです。

○山根生活安全課長

今、委員御紹介の建物全体に危険な損傷が著しく倒壊の危険性が考えられるEランクの空き家30戸につきましては、職員により、特定空き家等の措置対象に該当するかに係る現地調査を実施しておりますが、その当時、該当する建物はございませんでした。

その調査以後も空き家等に係る情報提供等を多数頂戴しております。令和5年2月末現在で157件に上っております。このうち、管理不適切と判断したものが138件、そのうち、解体や補強などで解決したものが91件、所有者が何らかの事情で対応ができないなど、解決に至っていないものが47件という状況でございます。

以上です。

○中本委員

分かりました。47件が解決に至っていないということですので、まだまだたく

さんの空き家が残っているわけであります。中心地になっていくほど空き家が少ないというような状況ではありますけれども、だんだん中心地のほうにも空き家が増えている。特に上島田四丁目に例を例えますと、その四丁目の60mの範囲にもう10か12件の空き家が出てきた。その空き家については一応管理者がおられるんだなど。管理者がおられないか、空き家に登録されているかということまでは、私は調査できませんのでしておりませんが、実態はそんな状況でありますので、どんどん空き家が増えることは間違いがありませんし、それまで調査して、あるいは解決した問題の中で、あるいは電話でいろんな情報提供が生活安全課に来たという中で調査した結果、特定空き家に近いようなそういう空き家はありますか。

○山根生活安全課長

先ほど、現時点では特定空き家に認定されたものはないというふうにお伝えをさせていただいておりますが、候補という言い方は語弊がありますが、それに近いものが私どもの現状認識では2件ございます。

○中本委員

行政の目で見ると、あるいは一般の人が見る場合と、その判断的に差異があるというふうに思っておることは確かだというふうに思いますので、近隣に住んでいる人たちは非常に危険だということを感じながら生活をしておられる方もおられます。現状では、例に出していいか悪いか分かりませんが、二丁目に、歩道に壁が崩落するというようなところがありますけれども、それはどういう形で整備をしていけばいいのかなというふうに地元の人、周りの人たちが思っておりますので、何かの手だてをしなければいけません。行政としてそういうふうな指導か何かしておられますか。

○山根生活安全課長

特定のものに対するお答えは差し控えさせていただきますが、一般的なお話として、危険な空き家につきましては、私ども職員のほうで訪問であったり文書であったりということで、適切な管理のお願いをしておるところでございます。

以上です。

○中本委員

全くそうだというふうに思います。まちの中心地でありますので、若干そこに行政も入り込みながら指導して、これが社会問題化にならないように、事故が起きないような対策をやったりする必要があるかなというふうに私は感じております。特にまちの美観も悪いしということでもありますので、行政の指導をよろしくお願いをいたします。

現状では空き家がどんどん増えて、将来的には3軒に1軒が空き家ということも言われておりますし、空き家の増加がそのまちの全体の社会問題化にしていることは、これは事実でありますので、人のいない家は荒れ動く、劣化するということとか、そして景観が悪くなる、あるいは不審者が出入りしている、ごみの不法投棄とか、悪化による近

隣住民の迷惑、そして治安が悪くなる、こういうことがまちの中でももう起きておりますので、しっかり空き家対策については今後よろしく願いをしておきます。

以上です。ありがとうございました。

○仲小路委員

それでは、予算書の 59 ページですけれども、地域づくり支援センター管理事業ですけれども、そのこの項目の一番下のウェブ会議システム使用料 3 万 7,000 円とありまして、これについてなんです、具体的にどういう会議をどのようにされているか、その状況をお示してください。

○讚井地域づくり推進課長

このウェブ会議システムにつきましては、今年度 6 月に整備をしたところでございますが、6 月以降、これまでに 16 件の御利用がありました。例えば、市民活動団体の方がリモートでの会議を実施したり、あるいは、光市連合自治会での研修会の実施、また、行政のほうでもリモート会議等に利用しておるところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

それから、71 ページですけれども、出張所事務費、先ほど、下から 2 行目の出張所機械警備委託料、3 出張所の説明がありましたけれども、これが今年度から比べて増えておりますけれども、これは、その要因は何でしょうか。

○川部室積出張所長

出張所機械警備委託料について、前年度予算に対して新年度予算が増額になったということでございます。現在、出張所の機械警備につきましては、先ほど予算説明で申し上げましたとおり、浅江、三島、周防の 3 出張所で警備会社に委託を行っております。

増額の要因としましては、平成 30 年 2 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日までの 5 年間の長期契約が満了を迎えましたことから、新たに令和 5 年 2 月 1 日から 5 年間の長期契約を締結するために、警備会社からの見積平均をもって予算計上しましたことから、予算上は増額となったものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。状況が確認できました。

それから、73 ページなんです、税務総務事務費の最終行、先ほど説明がありました地方税共同機構負担金、e L T A X の件で話がありましたけれども、この金額としまして、それまでは少ない額だったんですが、令和 5 年度に特に増額していることについての内容をお示してください。

○杉本税務課長

令和5年度予算の増額要因としては、e L T A Xについては、個人市・県民税特別徴収や法人市民税などに加え、固定資産税、都市計画税など、全ての税目が電子申告の対象となり、それに伴うシステム開発費となっております。

ちなみに、地方税共同機構負担金は、全国地方公共団体が人口規模や税収に応じて負担している負担金です。なお、当該負担金につきましては、地方公共団体への給与支払い報告書の提出や電子申告、国税庁や年金保険者のデータ連携に係るオンライン化などの経費に充てられています。

以上でございます。

○仲小路委員

それ、税目が増えたということで確認いたしました。

それから、先ほど説明がありましたが、75 ページの一番上の行ですが、光市統合型GISシステムデータ更新業務委託料 2,200 万円の件ですけれども、これにつきましては、令和3年度が 280 万円程度、それから令和4年度が 1,320 万円というふうに変動がしておりまして、これは評価替え等の話がありますけれども、前のページの標準宅地不動産鑑定評価委託料、これが 191 万 2,000 円になっておりまして、これが令和3年度は評価替えということでお聞きしましたけれども、令和4年度が 1,746 万 1,000 円の予算となっております。この辺の関連をもう一度、関連を含めまして金額の内容についてお示しください。

○杉本税務課長

固定資産税は3年に1回、評価替えを行うこととなっており、本市では3年サイクルでデータ更新や鑑定評価を行っております。光市統合型GISシステムデータ更新業務委託料につきましては、評価替え年度となる1年目の令和3年度は、GIS上の所有者や地目・地籍等のデータ更新業務に加え、庁内関係部署が利用するデータの更新を行い、2年目の令和4年度は、このデータ更新業務に加え、航空写真撮影を行っております。3年目の令和5年度は、同じくこのデータ更新業務に加え、市内路線価の決定と路線図の作成を行うこととしております。

また、標準宅地不動産鑑定評価委託料につきましては、1年目の令和3年度は、地価を鑑定した上で下落修正を行い、2年目の令和4年度は、この下落修正に加え、標準宅地及び田畑・山林の本鑑定を行っております。3年目の令和5年度は、1年目と同様に下落修正を行うこととしております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。1年目、2年目と内容があるということで確認いたしました。

それから、77 ページの住民基本台帳事業ですけれども、これの真ん中辺りの住民基本

台帳ネットワークシステム保守委託料 125 万 1,000 円が計上されておりますけれども、ずっとここ 3 年ほどは 80 万円程度だったんですが、この 5 年度に増額されている要因をお示しく下さい。

○中田市民課長

住民基本台帳ネットワークシステムでございますが、令和 6 年 2 月で 5 年間の契約期間が満了するため、新しい機器に更新することとなります。更新する機器は、取り扱う情報量の増加に対応するため、ファイアウォール等の増強を図る予定でございます。また、更新機器は、各種設定等の作業を想定しまして、12 月頃からの導入を考えております。そのため、その時点から保守料が発生することとなります。以上のことから増額となっているところでございます。

以上です。

○仲小路委員

増額の要因は分かりました。これは今後ですが、金額としてはこの金額が次の 5 年間続くというふうな形でしょうか。

○中田市民課長

現状の機器よりは、増額した金額として継続されるということになります。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

それから、最後に、101 ページなんですけれども、101 ページの人権推進事業の一番下の人権団体活動費補助金 198 万 1,000 円が計上されておまして、補助というのはお聞きしましたけれども、具体的な団体名と、その団体名ごとの補助金、また、その団体の活動内容、あるいはまた、その団体に決定した理由をお示しく下さい。

○福原人権推進課長

まず、光市が活動費を補助する団体につきましては、山口県地域人権運動連合会光支部と全日本同和会山口県連合会光支部の 2 団体で、山口県地域人権運動連合会光支部に 116 万 4,000 円、全日本同和会山口県連合会光支部に 81 万 7,000 円の補助金を予算計上しております。

次に、活動内容です。山口県地域人権運動連合会は、社会問題としての部落問題は基本的には解決したという状況にあり、人権問題全般の解決に向けて取り組むというスタンスの団体で、全日本同和会山口県連合会は、同和の問題のみならず、あらゆる人権問題の擁護・救済に取り組んでいくというスタンスの団体となります。

その活動内容につきましては、両団体とも日常の勉強会や各種研修会、集会等、こういったものを積極的に開催しており、様々な人権問題の解決に向けた取組をされております。

また、この2団体に補助することが決定した理由としましては、まず、2団体とも市内に事業所がある運動団体となっており、どちらも山口県が公認する団体であるため、山口県の公認団体につきましては、他の市町も同様に補助金の支出を行っているところ
です。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。確認ですけれども、この団体というのは毎年変わることはあるんでしょうか。

○福原人権推進課長

団体につきましては、市内に事務所がある団体としていますので、年度ごとに団体の数等に変更はありませんけど、補助金の額につきましては、団体と毎年協議を進め、現状、毎年補助金の削減を実施しております。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

以上です。

○西崎委員

65 ページ、予算書、これの中ほどから下段に、交通安全対策事業というのがございます。先ほどの説明では、児童生徒の登下校の横断歩道の脇に立ったりして交通安全指導をしているんだということでございましたが、実はこれ、見守り隊というボランティアの団体もあるんです。同じようなことをしております。それから、光警察署の中の交通安全協会のそういったことをする職員もいると。三段構えというふうに私は今思っているんですけど、光市の交通安全指導員の、これは任命して委嘱状を渡しているんだと思うんですが、設置の根拠規定は何かありますか。

○山根生活安全課長

根拠規定というものは、報酬を出しておりますので、要綱等はございますが、この交通安全指導員につきましては、市内 11 小学校の校長からそれぞれ1名から4名の御推薦を頂いて、市のほうで委嘱をしておるところでございます。業務内容については、先ほど委員さんも御紹介いただきました、学校が指定した場所に毎朝、交通安全のための立哨をしていただいております。

○西崎委員

これはもう歴史があるんだろうと思うんですけど、年間、これはほとんど毎日立哨に立たれるということを聞いておりますが、本当ですかね。

○山根生活安全課長

8月を除く11か月間、学校があるときには毎日立哨をしていただいております。以上でございます。

○西崎委員

事故が少ないと、これがあるから事故が減っていると言われればそうなんです。しかし、420万円、23人で。1人当たり18万2,600円であるので、相当な高い委嘱状というか、報酬になっておりますので、今後はどういう方法がいいのかどうか。ボランティアで見守り隊なんかはもう室積では物すごい数の人が活躍しておりますので、こういう経費が要らない人でもやれると思いますので、今後の検討課題としていただきたいと思います。

それから、最後に、77ページ、戸籍業務を今度は新規導入でクラウドシステムにするということでございますけど、事業費が1,173万7,000円、これはあれですか、このシステムの導入でどういうふうな住民課の事務の改善が図れるのか教えてください。

○中田市民課長

事務の改善といいますか、これは国の主導のもと、行われている戸籍事務における全国的な情報連携事務に係る運用に対応するためには、現在使用しているクライアントサーバー方式のシステムでは対応が不可能と、システムベンダーより回答がありましたことから、対応ができるクラウドシステムに移行する必要性が生じたための予算でございます。

○西崎委員

国が主導しておるといふ今説明がございました。ということは、様式というか、パターンが全国统一されるということであろうと思うんです。今、戸籍なんかは昔の人は市の職員が達筆だったんだらうけれども、あるいはコピーしてもらうというのが一般的でありましたが、今度はこれがデジタル化されるというような認識でいいですか。

○中田市民課長

昔の除籍でありますとか改製原戸籍、そういった古い戸籍はそのままの状態でございます。先ほど全国的な情報連携を図ると申し上げましたが、どの戸籍までの範囲になるかというのはまだ示されておりませんが、基本的には現在戸籍が中心になるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○西崎委員

福島なんかの大地震で、津波で庁舎が流された場合は、一番やられたのは昔からの戸籍簿が紛失したということをお聞きしておるんですよ。デジタル化すればコンパクトな記憶

装置でどこでも高いところへ保管しておりますから、国が主導、音頭を取って始めたということは私はいいと思うので、なるべくならこれを効率的に、有効に使えるようにひとつ期待をしておりますので、よろしくをお願いします。

○早稲田委員

予算書の 77 ページの戸籍管理事業の中の印刷製本費なんですけれども、令和 4 年より金額が上がっていますけれども、その理由についてお示してください。

○中田市民課長

増額の主な理由でございますが、以前の委員会において御指摘のありました火葬許可証を交付する際に入れる、いわゆるお悔やみ封筒を新たに作成するものでございます。以上でございます。

○早稲田委員

お悔み封筒はじゃあシンプルな何も書いていない封筒ではなくて、何か工夫がされているのでしょうか。

○中田市民課長

従前は、言われたようなシンプルな封筒に入れてお渡ししておりましたが、今後は例えば「謹んでお悔やみ申し上げます」等の文言が入ったような形式のある封筒にしていきたいと考えております。以上でございます。

○早稲田委員

味気ない何も書いていない封筒よりも、そういった気持ちが伝わる封筒になっているということで、気持ちが伝わっていいのかなというふうに理解しました。

では、次の質問に行きます。予算書の 133 ページの牛島飲料水供給施設事業の手数料とはどういったものかお示してください。

○山根生活安全課長

この手数料につきましては、各戸の水道メーターについて、供給事業者側が設置・管理することとされておりますので、有効期間が来たものについて交換手数料として計上させていただいておるものでございます。以上です。

○早稲田委員

有効期間が来た水道メーターのものということで分かりました。

もう一点質問があります。予算の概要の 39 ページなんですけど、交通安全施設整備事業の予算なんですけれども、内容等が決まっていたらお示してください。

○山根生活安全課長

先ほどの予算説明でも触れましたとおり、区画線の引き直しや道路反射鏡の設置など、交通安全施設の整備に係る工事費でございますが、令和5年度につきましては、地元から要望のございました東荷地域の大和農免農道や教育委員会のほうで開催しております通学路合同点検会議で提案のありました島田四丁目の木ノ下線、島田川沿岸線など、数路線の区画線等の引き直しを予定しております。

以上です。

○早稲田委員

地元の方の要望で、東荷の農道と教育委員会からの通学路の提案ということで、それぞれそういう要望とか提案とかに基づいて整備されるということで、まだほかにも出てくると思いますので、対応をよろしく願いいたします。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

③議案第2号 令和5年度光市国民健康保険特別会計予算

説 明：中田市民課長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

それでは、予算書の19ページですけれども、上段の特定健康診査等事業につきまして6,106万2,000円が計上されておりました、これは、先ほど説明がありましたとおり、令和5年度から新たにアルブミン検査が追加され、全員実施となりました。また、心電図、貧血検査がこれまでは医師の判断によるものでしたが、希望者には実施できるということになりました。特に心電図は、血圧その他の検査で必要と判断するのは難しい検査で、全てが正常で、本人も自覚がなくても心電図で初めて異常が発見される場合もあり、今回の実施は大きな前進であると思います。

内容の確認ですけれども、アルブミン検査につきましては、これは血液検査と尿検査がありますが、どちらでしょうか。

○中田市民課長

血液検査になります。

○仲小路委員

分かりました。それから、今まで医師の判断で行っておりました貧血検査につきましてですけれども、現状実施のとおりの内容でヘマトクリット値、血色素、赤血球数の3つのままでよろしいでしょうか。

○中田市民課長

委員御案内のとおりでございます。

○仲小路委員

分かりました。それと、今回追加になりましたアルブミン検査、それから、本人の意思で受診できる心電図、貧血検査、それぞれにつきまして1人当たりの委託料というのは幾らでしょうか。

○中田市民課長

個別健診と集団健診では委託料単価が異なりますが、多くの加入者が受診される個別健診で申し上げますと、1人当たりの委託料の増額は、アルブミン検査が121円、心電図検査が1,430円、貧血検査が918円の予定となっております。

○仲小路委員

分かりました。あと、最後に確認ですが、心電図、貧血検査の実施数についてはどのように設定をされていますでしょうか。

○中田市民課長

当初予算では、特定健診受診率を50%と想定しまして、医師の判断により対象になれなかった受診者全員が希望された場合でも予算に不足が生じることがないように積算しているところでございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第4号 令和5年度光市後期高齢者医療特別会計予算

説 明：中田市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) 報告事項

①三島コミュニティセンター基本設計（案）

説 明：讚井地域づくり推進課長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

この記載に敷地面積が入っておりませんでしたので、その確認と併せまして、建築面積、延べ床面積に対する建築基準法の容積率あるいは建蔽率について確認をしたいと思います。

○讚井地域づくり推進課長

建設用地の面積の広さということでございますが、今回の三島コミセン整備計画の敷地面積全体としては約 2,580m²と予定しております。そのうち、今回購入分の敷地面積は 959m²となっております。それから、当該地域の建蔽率、容積率の御質問ですが、当該地域の用途地域は大部分が第一種住居地域、一部、第一種中高層住居専用地域となっております。容積率、建蔽率につきましては、いずれの地域も建蔽率は 60%、容積率は 200%ということになっておりまして、建設に当たっての法的な問題はございません。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

○中本委員

念願の三島コミュニティセンターが新しく建て替わるということで、非常に喜んでおります。昭和 40 年に公民館が建てられました。今まで、40 年前は三島と上島田、それぞれの公民館施設があつて、地域のために一生懸命、その 2 つの地域がそれぞれ活動してまいりました。いろんな議論を重ね、昭和 40 年ちょっと前に三島地区が一本化になって、「地域を盛り上げようや」というようなことで三島公民館出張所併設が 40 年に建った歴史があります。さらには、30 年の豪雨によって浸水被害を受けて、その施設が避難所として使えないというようなことでもありました。多くの会議の中でワークショップを進めながら、地域の皆さんの意見を取り入れながら、さらに今から実施設計がありますので、十分取り入れて、このコミュニティがさらなる三島地域の発展のために、

糧になるような施設であろうというふうに私は信じておりますので、より地域に寄り添った施設であるというふうに思っておりますので、両地域とも高齢化がどんどん進んでいる状況の中で、特に我々の地域は踏切を渡って、橋を渡って、この施設に行くのは大変だというような状況の人も増えておりますので、当然、そういう方たちも使いやすいようなバリアフリー、あるいは安心な施設として、より取り組んでいただくようお願いをしておきます。

確かにそんな状況でありますので、三島のコミュニティセンターがより有効に活用され、さらには、今の状況では施設におられる従事される方々がより密になってこの運営をしていかなければならない。やや不安を残しながらの今の時期でありますので、役職役員の交代等も聞いておりますので、うまく運営できますようにアドバイスを行政のほうでお願いをしていただくようお願いをして、よろしく願いいたします。

以上です。

1 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

①追加議案第9号 光市部制条例の一部を改正する条例

説 明：坪井総務課長～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②追加議案第19号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

説 明：坪井総務課長～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③追加議案第20号 山口県市町総合事務組合の財産処分について

説 明：坪井総務課長～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④追加議案第1号 令和5年度光市一般会計予算〔所管分〕

説 明：坪井総務課長～別紙

質 疑

○西村委員

それでは何点か質問をさせていただきます。

まず予算書の 51 ページの防災指令拠点整備事業の中の河川等監視カメラ設置工事について、これ具体的にはどこに何か所設置するとか、そのあたりをもう少し教えていただけますか。

○小熊防災危機管理課長

河川等監視カメラにつきましては、一般質問での部長答弁にありましたように、専門業者により現在監視対象としている箇所や過去に浸水実績のある場所、地形上災害が起りやすいと想定される場所などの視点から、複数の候補地を抽出してもらい、関係部署と協議した上で、河川 11 か所、海岸 3 か所、ため池 1 か所の計 15 か所に設置することといたしました。

具体的な場所ということですので少しお答えが長くなりますけれども、まず河川では、島田川に関係する箇所として、上島田の山田川との合流部付近、三井ではゆーぱーくの裏の水路と島田川本線との合流部にある規格第 2 水門付近、それから今積川と県道徳山光線が交差する付近、浅江では、平成橋と光大橋の間にある和田排水路水門付近と光大橋より少し河口側にある花園排水路水門付近、それと川口水門付近、それから島田市の千歳橋の辺りにある水門付近と、周防の虹川と県道光玖珂線が交差する付近の計 8 か所でございます。

島田川本線には、県の設置したカメラや水位計がありますことから、これら 8 か所については本線からのバックウォーターの監視を主眼としておりますので、カメラ方向は市が管理する支川等の方向とし、カメラと水位計の両方を設置することとしております。

それから、溝呂井川には岩田駅付近にカメラと水位計を、田布施川には大和中学校から少し上流辺り、東荷川には伊藤公資料館駐車場付近の黒杭川との合流部より少し下流付近とし、この 2 か所はカメラを設置することとしております。

いずれも県管理河川ではありますが、監視カメラや水位計が設置されていないことから今回設置をするということにしたもので、河川については全体で 11 か所でございます。

次に海岸でございますが、室積のうしま丸の待合所付近、光井の戸仲漁港付近、虹ヶ浜海岸の西の河原川河口付近の 3 か所に、高潮や津波を監視するためのカメラを設置することとしております。

最後にため池ですが、廃止に伴う水路の改修が現時点で困難であり、当面は危険ため池として監視を行う必要がある島田の宮ノ尾 1 号ため池に水位計を設置することとしております。

なお、最終的な設置位置につきましては、施工業者決定後、現地確認の上、県や関係部署と最終的な調整を行って決めることとなります。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。15 か所ということで、今、全て説明を頂きだ

きました。非常に最近では激甚化する自然災害ということで、監視は非常に重要な項目の一つとなろうかと思っておりますので、取組をお願いいたします。

また、今カメラでの撮影、データの配信というような答弁があったかと思うんですけども、このカメラのデータ自体はどのような形で公開をされるのでしょうか。そのあたり、現時点で示せるものがあればお願いいたします。

○小熊防災危機管理課長

公開の方法につきましては、総合防災情報システムの構築業者から、市民等への災害時の情報発信ツールの一つとして、市のホームページ上に災害に関する情報を集約したコンテンツの作成といった提案を受けておりますので、そのコンテンツの中に監視カメラの画像、あるいは水位計の数値、こうしたものを掲載するというような形を考えているところでございます。

○西村委員

分かりました。ホームページにコンテンツを設けて新たに公開をしていくということで認識をいたしました。

ちなみにこの公開するデータ自体は、例えば映像なのか、それとも画像なのか、そのあたりどちらなのか。また、もし静止画ということであれば更新の頻度、10分おきとか5分おきとかいろいろあると思うんですけども、そのあたりあればお示しを頂ければと思います。

○小熊防災危機管理課長

画像についてなんですけれども、国や県、それから他市の河川カメラなどのほとんどが静止画であること、また、ネットワークへの負荷や通信費の軽減を図るといった観点から、本市においても静止画での公開を想定しているところでございます。

それと更新頻度につきましては、画像のデータ等に係る転送速度、それから総合防災情報システムへの反映までの時間、こういったものを考慮して決定することとなりますけれども、基本的な考え方として、監視体制の強化を目的としておりますことから、島田川に設置されている県の河川カメラの10分間隔よりも短い間隔で更新をするようにしたいというふうに考えており、現在、システムの構築業者において検証作業を行っているところでございます。

○西村委員

分かりました。動画ということであればデータが重たくてなかなか更新をされないということはあると思いますので、静止画に基本的にはなってくると。その上で、県の今公開されているものが10分の更新頻度というふうに今ありましたので、それよりも短い間隔で更新をしていくという方針であるということをご理解をいたしましたので、それが実現するように引き続きの取組をよろしくお願いたします。

それから、予算書の53ページの職員研修事業のうち、自己啓発助成事業補助金につ

いて少し伺いたいんですけれども、先ほどの説明も少しあったと思うんですが、具体的にどういった資格であったり研修への補助なのか、またその上限というものが各件数当たりどれぐらいなのか、そのあたりのもう少し詳しい制度の内容を教えてくださいなと思います。

○久山人材育成・女性活躍推進室長

自己啓発助成事業補助金についてお答えいたします。

本事業は、人材育成女性活躍推進計画の中で、職員の主体性を重視し、自己啓発のための支援をしていくとしておりまして、その一環として本年度創設をした制度でございます。

概要について申し上げますと、対象者は、公営企業の事務部局の職員を除く定数条例に規定をする職員で、助成対象となる者は、勤務時間外に自主的に行う現在及び将来的に職務遂行に有益と認められるもので、要綱において土木建築系が 17 件、情報系が 3 件、福祉系が 3 件、その他 5 件、合わせて 28 件の資格等を定めております。

少し具体的に申し上げますと、土木建築系では土木施工管理技士、造園施工管理技士、技術士、測量士。福祉系では社会福祉士、介護支援専門員。情報系では I T パスポート試験。そのほかでは日商簿記検定 3 級、市長が特に認める資格取得や研修受講などといったものがございます。

また、助成対象となる経費は、受講料、受験手数料、登録料、テキスト代としており、上限を 5 万円として対象経費の合計の 3 分の 2 を助成することといたしております。

こういった取組を通して、職員が主体的に能力や技術の向上による質の高いサービスを提供しようとする機運の醸成を図るとともに、市としてそうした職員の意欲や向上心に対してしっかりと支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

承知いたしました。計 28 項目ですかね、種類の資格ないしそういったものに補助が出ると。テキスト、あるいは手数料、受験料とか、資格を取った後の登録料に関しても補助の対象になるということで、非常によい制度かなというふうに認識をいたしました。それが 5 万円が上限ということなので、10 件分を想定を最大でしているということまで理解をいたしました。

その中でももう少し教えてほしいんですけれども、例えば今、光市の市広報なんかというのも、職員さんが頑張って作っておられると認識をしておるんですけれども、結構癖のあるソフトというか、アドビが提供しているイラストレーターであったり、インデザインというものを使用して作っているというふうに認識をしておるんですけれども、このソフト、私もよくフォトショップ、イラストレーター、その他いろいろ使うんですけれども、操作が非常に癖がある複雑なもの、かつなかなか研修の場であったりとか、今いろんな動画自体はユーチューブであったり、いろんなところに公開はされておるところではあるんですけれども、アドビ自体が提供している、例えばアドビ認定プロフェッ

シヨナルというものがあつたりするんですけれども、そういったものへの対象を拡充であつたり、対象に入っているか分からないですけれども、そういったものをしていくことで市民の皆様が目によく触れる市の広報紙であつたりというのも、職員の皆さんがアイデアを出し合つてもっと自主的にアップグレードをしていくためには、そういった専門的な認定資格じゃないですけれども、そういったものに対する補助というのがあるのもいいんじゃないかなというふうに個人的に考えるわけなんですけれども、例えばそういった認定資格のようなものに対する助成の制度というのは、この中には含まれているのかいないのか、そのあたりちょっとお伺いできればと思います。

○久山人材育成・女性活躍推進室長

委員のほうからは広報紙を作成する職員が使用するソフトについて少し御紹介いただきましたけれども、御案内のとおり、職員はイラストレーターですとか、インデザイン、フォトショップといったソフトを駆使しまして、市民に分かりやすく伝えるとともに、魅力ある広報紙を作成するための努力をいたしております。こういったソフトを効果的に活用するための研修ですとか、資格を取得しようとする場合、本人の申請に基づき審査をいたしまして、職務遂行への有益性が認められれば助成の対象になり得ると考えております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。あくまで本人がその申請をして有益性が認められれば、そういったものも扱えるという認識ということで理解をいたしました。本当に今現在、対象になっているこの 28 項目以外にも、いろんな認定資格やら新しい国家資格とかもいろいろ時代に応じてできてきておりますので、申請があつた際にはそのあたり柔軟に対応していただければというふうにお願いをしておきます。

それから、予算書の 81 ページの県議会議員選挙のところについて少し伺いたいんですけれども、選挙用事務備品購入費、これが 130 万円ほど計上されておるんですけれども、これの内訳について少し教えていただければと思います。

○松村選挙管理委員会事務局長

選挙事務用備品購入費につきましては、投票用紙計数機 2 台を購入したいと考え、予算に計上しております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。計数機 2 台分の更新にかかるというところで理解をいたしました。

ちなみにこの県議会議員選挙、これ自体、今予算が 2,200 万円ほど大体取られていると思うんですけれども、これ県議会議員選挙が無投票となった場合というのは、この予

算の取扱いについては、圧縮というか変わったりするんだと思うんですけども、そのあたりちょっともう少し教えていただければと思います。

○松村選挙管理委員会事務局長

県議会議員選挙が無投票になった場合がございますが、投票所及び開票所、選挙広報の配付に係る費用などが不用になると考えております。

金額で申しますと、令和5年度の県議会議員選挙事務事業の予算案のうち、1,300万円程度は不用になると考えております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。無投票になった場合は1,300万円ほどが大体不用になってくるということで、そうなった場合は例えば先ほど聞いた選挙用事務用備品購入費、このあたりにもやっぱり影響があるのかどうか、ちょっとそのあたりを教えてくださいいただければと思います。

○松村選挙管理委員会事務局長

無投票になった場合がございますが、県議会議員選挙につきましては、県からの委託金の範囲内で執行することとしておりまして、無投票の場合には執行経費も減額となりますので、先ほど申しました備品については購入できないと考えております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。無投票になったら、それは執行額、県から下りてくるお金もなくなるということで、分かりました。いずれにしても、恐らくこういう係数機というものも更新が必要で上げられているものだと思いますので、いずれかのタイミングでまた更新する機会、今回の県議会議員選挙、普通にあれば更新できますし、そうじゃない場合でもまた機会があると思いますので、選挙の適切なスムーズな運営に支障がないようにしっかりと備品の整備をしていただければというふうにお願いをいたします。

以上です。

○仲小路委員

それでは予算書の51ページですけれども、防災指令拠点整備事業の下から3行目の防災行政無線施設工事、この5,000万円というのが入っておりますけれども、現在、防災行政無線の使用をしておりますけれども、移行に伴って中断なく使用できるような、移行に対するステップ等をお示してください。

○小熊防災危機管理課長

移設する防災行政無線には、冒頭の説明のとおり、市の防災行政無線と県の防災行政無線、それぞれがございます。移設に伴うそれぞれの防災行政無線の使用の可否について、先にお話をさせていただきますと、まず、市の防災行政無線については、本庁の親局が使用できない期間は、消防庁舎に非常用親局を設置して放送することが可能でございます。ただ、Jアラートに関しては、その間、防災行政無線との自動連携が停止することとなりまして放送ができなくなることから、停止する期間をなるべく短縮する必要がございます。

また、県の防災行政無線につきましては、地上系と衛星系の2系統がありまして、それぞれの系統ごとに時期をずらして移設をすることで、運用上の支障が生じないようにすることができるということでございます。

こうしたことを踏まえ、移設の工程を組むこととなりますけれども、工程については、各無線の施工業者間の調整が必要でありますので、現時点で具体的な工程をお示しすることはできませんが、最も効率的な工程を組むとともに、施工時期を供用開始直前とすることで、移設に伴う影響を最小限にしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。通常に移設と違いまして休日がありませんので、その辺のところがいろんな調整が必要だと思いますので、よろしくお願いします。

それから 53 ページですけれども、人事管理費ですけれども、先ほど説明がありましたとおり、退職手当につきまして、会計年度任用職員がありませんけれども、これは定年延長によるものだと思いますが、その確認と併せまして、令和6年度以降の定年退職はどのようになりますでしょうか。

○坪井総務課長

職員退職手当につきましては、一般職員の退職手当を当初予算に計上しておりませんのは、委員仰せのとおり、令和5年度からの定年延長により、年度末に定年退職となる職員がいないためでございます。

また、今後の予定でございますが、段階的な定年年齢の引上げにより、当分の間、奇数年度末は定年退職が発生しません。そのため、本来であれば、令和6年度末に61歳で定年退職が出る予定でございますが、本市におきましては、そちらも該当者がおりませんので、次の予定といたしましては、令和8年度末に62歳で定年退職が出る見込みとなっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。状況を確認いたしました。

それでは、同じく 53 ページの人事管理費ですけれども、給与関係事務補助システム保守委託料ですが、これが140万円になっておりまして、これは今年度14万5,000円

ですが、これが大きく増額している要因をお示しく下さい。

○坪井総務課長

給与関係事務補助システムにつきましては、令和5年3月から導入いたしましたため、令和4年度は1か月分の保守委託料14万5,000円を見込んで計上しておりましたが、令和5年度は12か月分の140万円を計上したため増加しているものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。状況が確認できました。

それから69ページの防災事務費ですけれども、最初の防災事務費の1行目の国民保護協議会委員報酬11人、5万7,000円がございすけれども、これに対しましてのこの国民保護協議会の委員構成とそのうち報酬の対象になっている委員についてお示しく下さい。

○小熊防災危機管理課長

光市国民保護協議会の委員についてのお尋ねでございます。

国民保護協議会の委員さんについては、国民保護法第40条第1項の1号から8号に規定がありまして、これに該当する方の中から会長である市長が任命をしており、現在23人の委員がおられます。

構成について、条文に沿って御紹介しますと、1号が当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員、2号が自衛隊に所属する者、3号が当該市町村の属する都道府県の職員、4号が当該市町村の副市町村長、5号が当該市町村の教育委員会の教育長及び区域を管轄する消防長、6号が当該市町村の職員で、ここまでが行政職員ということになりまして、徳山海上保安部長や陸上自衛隊、光警察署長といった国や県の職員と、副市長、教育長、総務部長などの市の職員、それと消防長の合わせて12人でございます。それから7号が、当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関、または指定地方公共機関の役員、または職員、8号が国民の保護のための措置に関し、知識または経験を有する者で、これらは民間の事業者等の方となりまして、中国電力やJR西日本、防長交通などのライフライン事業者、光市医師会、山口県看護協会などの団体の代表者といった11の方がおられます。

このうち報酬の対象となっている方は、民間の事業者等に属する方となります7号及び8号の委員11人でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。状況が確認できました。

それと併せまして、その下の行の防災会議委員報酬の15人、これが7万7,000円ですが、同様に委員の構成と報酬の対象になっている委員についてお示しく下さい。

○小熊防災危機管理課長

光市防災会議の委員さんにつきましては、光市防災会議条例第3条第5項の1号から8号規定があり、これに該当する方の中から会長である市長が任命をされており、現在36人の委員がおられます。

構成について、先ほどの国民保護協議会と同様、条文に沿って御紹介をいたしますと、1号が指定地方行政機関の職員、2号が山口県知事の部内の職員、3号が山口県警察の警察官、4号が市長がその部内の職員のうちから指名する者、5号が教育長、6号が光地区消防組合本部の長及び光市消防団長で、ここまでが行政関係者となりまして、徳山海上保安部長や周南土木建築事務所長、光警察署長といった国や県の職員と、副市長をはじめ各部局長、教育長などの市の職員、それと消防長、消防団長の合わせて22人でございます。それから7号が指定公共機関または指定地方公共機関の職員、8号が自主防災組織を構成する者または学識経験のある者で、これらは民間の事業者等に属する方となり、中国電力やJR西日本、山口合同ガスなどのライフライン事業者、光市医師会、自主防災組織、徳山高専、それから市内の高齢者団体・障害者団体等、各種団体の代表者といった14の方がおられます。

このうち報酬の対象は、行政職員以外の方ということで、6号の消防団長と7号及び8号の委員の合わせて15人でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。状況が分かりました。ありがとうございました。

次、83ページですけれども、83ページの監査委員運営事業のところの項目の監査委員報酬2名、237万2,000円とありますけれども、これの実際の監査につきましては、議会選出委員と見識委員の2人がいらっしゃいますけれども、監査の業務内容についてお示しく下さい。

○守田監査委員事務局長

それではお答え申し上げます。

まず、主な監査についてでございます。

毎年度、期日を定めて実施しなければならないとされている定期監査といたしまして、予算の執行、収入、支出、契約、財産管理など、財務に関する事務の執行が適正かどうかを確認する財務監査。これと併せまして、様々な行政施策に対する執行部局の取組状況を確認・検証する行政監査、これらを一体的に実施をいたしまして、改善が必要な場合にはその是正措置を求めております。

次に、決算審査といたしまして、一般会計、特別会計、公営企業会計について、予算が合理的かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に、関係諸帳簿や書証類の審査を行い、市長へ意見書を提出しておるところでございます。

また、市の現金の出納について、会計管理者や企業管理者から提出された出納関係諸

帳簿の係数の確認を毎月検査し、結果を市長や議会等へ提出をしているところでございます。

なお、識見委員、議選監査委員のお話でしたが、地方自治法の規定により、本市の監査委員の定数は2名でございまして、その選任要件といたしましては、監査委員は人格が高潔で、市の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営などに関し優れた識見を有する者、及び市議会議員のうちから市長が議会の同意を得て選任することとなっております。本市の場合、税理士、行政書士の資格を有し、会計業務に関して高度な専門知識と豊富な実務経験を蓄積されている識見監査委員と、行政の事務や政策面に精通する議員選出委員が相互に専門性を補完し合って、中身の濃い監査等を行っていただいているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。確認ですが、特にこの2名の委員の業務の内容の違いというのは、ないということよろしいでしょうか。

○守田監査委員事務局長

監査委員お二人に審査をしていただく資料に違いはございません。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。以上です。

○林委員

では1点だけ、お尋ねいたします。

当初予算の予算書のほうの51ページ、概要のほうでは11ページ、お願いします。防災指令拠点整備事業について、お伺いをいたします。

防災指令拠点施設は、本年度完成の予定ですが、現在、資材の調達に報道等では遅れが出ているという状況もあるようでございますが、防災指令拠点施設の工事はどのような状況でしょうか。お伺いいたします。

○小熊防災危機管理課長

防災指令拠点施設の整備工事に係る資材の調達状況ということでございます。

これに関しては、各資材、それからエレベーターをはじめとする設備類の調達に関しては、昨今の社会情勢から市としても懸念をしているところでありまして、施工業者とはできるだけ早期に確保していこうという共通認識の下で工事を進めているところでございます。

確保の状況といたしましては、建物本体工事、電気・機械設備工事、いずれの施工業者からも工期内に納入できる見通しがついているというふうに聞いておりますので、こ

のまま順調に工事が進めば、予定どおりの工期で完工できるものというふうに考えております。

以上でございます。

○林委員

資材のほうは安心いたしました。完成までの進捗状況と今後のスケジュールが分かれば教えてください。

○小熊防災危機管理課長

まず、工事の進捗でございますけれども、昨年 11 月に現地着工し、敷地の造成や擁壁等の外構工事を行った後、本年 2 月からは建物の基礎部分の工事に入っており、これまでのところ、当初の工程計画どおり、順調に工事が進められております。

次に、今後のスケジュールでございますが、現在進行中の基礎工事は 5 月下旬頃、建屋の躯体工事が 8 月下旬頃までの予定でありますので、この時点で施設の大きさや形といった外観的なものが皆さんの目に見えるのではないかとというふうに思います。その後、内装や外壁の施工などを行うとともに、非常用発電設備やエレベーター、太陽光発電設備などの設備類の取付けを行い、12 月末までに竣工する予定となっております。

竣工後については、令和 6 年 3 月末が供用開始予定でございますので、1 月から 3 月までの間に、総合防災情報システムのサーバーやマルチモニターの設置、防災行政無線の移設、施設備品等の搬入などのほか、防災危機管理課の執務室も移動しなければいけないということで、スケジュール的に少しタイトではありますが、それぞれの業者や情報 D X 推進課と綿密に日程調整をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○林委員

着々と前へ進んでいることがよく分かりました。来年の 3 月までにということですから大変なタイムリーになってきますけれど、しっかりとしていただきたいと思っております。

それともう 1 点、51 ページの下段から 8 行上の河川等監視カメラ等受信システムであります。先行委員が詳しく御説明いただきましたけれど、いま一度少し教えてください。素人考えでございますが、夜間はこの監視カメラがどのくらい見えるのでしょうか。どのような感じでしょうか。お伺いをいたします。

○小熊防災危機管理課長

夜間の見え方ということでございます。

本市の河川等監視カメラは、災害対応時における監視体制の強化、これを図ることを目的としておりますことから、夜間の見え方というのは設置場所と並ぶ重要なポイントでございます。専門業者の助言や県、他市等の河川カメラの画像を参考に、どの程度の視認性を求めるかということを検討いたしまして、夜間であっても護岸や水位を確認で

きる画像ということを見え方の基準として考えております。
以上でございます。

○林委員

分かりました。災害時にとても重要であることを納得いたしました。

最後になりますが、私の要望でございますが、現在の工事現場は道路に面して交通も大変行き来しておりますので、交通安全にはしっかりと気をつけていただきたい。

もう1点は、防音対策の面でございますが、近隣に多くの家もおありでございますので、十分、防音対策には気をつけていただきたいと思います。

以上で終わります。

○西崎委員

予算書 81 ページをお開きください。上段から6行目になりますが、投開票事務従事者等報償費について、878万2,000円、お聞きしたいのですが、これは分かっているようでなかなか我々も分かっていないところなんでございますけど、既に何人かもう選管のほうで採用されているいろいろな仕事をされておられますが、これ職種が何種類かあるかと思うんですよ。その職種ごとの採用人数、それから雇用期間、報償費、業務内容等について教えていただきたいと思います。

○松村選挙管理委員会事務局長

県議会議員選挙における報償費や会計年度任用職員報酬等についてでございますが、まず、非常勤職員報酬につきましては、本庁と大和コミュニティセンターの2か所と、牛島コミュニティセンターに設置する期日前投票所の立会人に、日額9,600円支払うものと、選挙当日の投票所33か所の立会人66人分、日額1万900円を支払うものなどの合計額でございます。

会計年度任用職員報酬につきましては、本庁と大和コミュニティセンター期日前投票所で事務を行う会計年度任用職員の報酬です。

各投票所・開票所で必要となる消耗品等の仕分等の準備、投票所入場券の仕分、枚数確認や期日前投票所での受付事務、選挙後の片づけ等の業務を行います。

単価については、曜日・勤務時間によって異なりますが、943円から1,273円に勤務時間数を乗じて計算しております。本庁分が87万8,644円、大和分が21万4,847円計上しております。

投開票事務従事者等報償金については、選挙当日の投票所における投票事務に190人、選挙当日の事務局業務に20人、開票事務に85人、期日前投票所での投票事務に延べ33人、県議会議員選挙で対応が必要となる引き続き証明書発行事務に延べ16人、広報車での啓発に延べ10人等で、対象は職員であるため、光市一般職の職員の給料等の支給に関する規則に基づき支出をしております。

以上でございます。

○西崎委員

ありがとうございました。私の知らなかったポイントが一つあるんですよ。投開票、当日出勤した市の職員、それから夜遅くまでの開票事務、これに携わる職員は恐らく延べ数百人になると思うんですけど、それぞれの時間外の単価によって手当がつくと思っていれば何か一律らしいですね、主任も課長も。その辺ちょっともう一度説明してみてください。

○松村選挙管理委員会事務局長

投開票事務従事者、投票事務あるいは開票事務に従事する職員の報償費の単価についてでございますが、これにつきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の中で超過勤務手当の積算となる1人当たりの単価というのがありまして、それが1,742円62銭となっております、これに先ほど申しました、光市一般職の職員の給料等の支給に関する規則に基づき、支給割合を乗じて算出をしております。

以上でございます。

○西崎委員

大変な選挙のために経費かかっていることは分かりますが、我々思ってた常識がちょっと間違っていた部分、随分あるので、今後またさらにこの辺の勉強してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○早稲田委員

では、予算書の51ページの防災指令拠点整備事業の真ん中辺りなんですけど、受電設備保安業務委託料の内容についてお示してください。

○小熊防災危機管理課長

受電設備の保安業務は、電気事業法の規定に基づき、防災指令拠点施設の受変電設備及び非常用発電設備の運転に必要な点検を実施するものでございまして、これらの設備が、電気を安全に使用できる状態にあるかどうかを確認するための点検や測定等を行う月次点検、設備を停止させた状態で、より詳細な点検を行う年次点検などを専門業者に委託して実施するものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

電気がいろんなものを動かすのに必要だと思いますので、こちらのほうちょっとお伺いしてみました。

それから続きまして、予算書69ページの防災事務費の真ん中辺りの防災行政無線点検等委託料が、令和4年度の予算よりも約半分程度に下がっているんですけども、理由についてお示してください。

○小熊防災危機管理課長

防災行政無線の点検業務につきましては、毎年実施をいたします親局や子局などの受信感度測定や動作試験などの点検と、3年に1回実施をいたしますアンサーバック機能を持たない子局の点検があること、また、バッテリー交換の対象設備、対象数が年度によって異なることから、年度間で委託料が増減いたします。

令和5年度の予算額が、4年度に比べて大きく減額となっている主な要因は、令和4年度には、3年に1回のアンサーバック機能を持たない子局の点検があったことや、バッテリー交換の対象数が、令和4年度の30局から、5年度は11局へと減少することによるものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

3年に1度やいろいろ年度によって行っている内容が違うということで、それによって約半分の減額であったということが分かりました。

続きまして、予算書の191ページ、消防団管理運営事業についてお尋ねします。

消耗品費なんですけど、先ほどヘルメット等と言っておられましたけれども、その内容について、令和4年度よりは増額になっておりますので、もう一度説明のほうお願いいたします。

○中原消防担当課長

消耗品費の増についてでございますが、消防団員が災害現場で安全に活動する上で重要な装備品でありますヘルメットを、耐衝撃性に優れたものへ更新するもので、令和4年度は141個を整備済みでございますけれども、令和5年度は349個整備しますことから、増となったものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

ヘルメットの衝撃に強いものということで、令和4年は141個だったけれども、令和5年は349個ということで、個数も増えているということが理解できました。

そして、再質問なんですけれども、個人の装備品で、ほかに消耗品費で整備しているものはありますでしょうか、お示してください。

○中原消防担当課長

再度の御質問いただきました。

消防団の装備品につきましては、消防団等充実強化法に基づき、国が勧告する消防団の装備の基準により、本市の実態に応じた数量を整備しております。

ヘルメット以外に消耗品費で整備しております装備品でございますが、先ほども申し上げました活動服のほか、安全靴、ヘッドライト、救命胴衣、手袋などがございます。

今後も引き続き、補助金あるいは助成事業を活用しながら安全装備品の充実を図り、

消防団員のさらなる安全確保につなげてまいりたいと考えております。
以上でございます。

○早稲田委員

個人装備品のほかの消耗品についてお尋ねしました。活動に関する安全靴等ということで、安全に活動していただくことをお願いしたいと思います。

最後にもう一つ質問があります。

予算書 79 ページ、そして、概要の 39 ページ、選管サポート事業についてお尋ねします。

概要の 39 ページに、選挙制度等の実務に精通した有識者が運営する事業に登録し、円滑で質の高い選挙を執行ということで選管サポート事業というのが書いてあるんですけども、具体的な内容や登録している市町の数等をお伺いします。

○松村選挙管理委員会事務局長

選管サポート事業についてでございますが、これは、一般社団法人選挙制度実務研究会が行う選管サポート事業の会員になることにより、選挙管理の実務に関する質問や相談に、選挙制度の管理執行の実務に精通した有識者が回答し、より円滑で質の高い選挙の執行をサポートしてもらうため、5年度から会員になるものです。

現在、約 160 団体が加入しており、そのうち、都道府県及び市が3分の2程度加入しているということです。

以上でございます。

○早稲田委員

よりスムーズに選挙を行うために、令和5年度から加入ということで、160 団体のうちの3分の2のそういう市町が登録しているということです。こちらのほうのアドバイスを受けるに際して、その組織の有識者の数とか、どんな方々がおられるのかが、もし分かりましたらお示してください。

○松村選挙管理委員会事務局長

選管サポート事業で質問・相談に対応する有識者の方ですが、現在、総務省管理執行アドバイザー等をされている方、3名がいらっしゃるということです。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。3名ということで、今回初めてそちらに登録するということで、より円滑に選挙が進められるように、疑問等がありましたら積極的にそちらを活用していただくようお願いしたいと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」